



県 章

沖縄県公報

定期発行日
毎週火・金曜日

(当日が県の休日に
当たるときは休刊とする。)

目 次

規 則

- 沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則（人事課） 1
- 沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則（行政管理課） 2
- 沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（行政管理課） 2
- 沖縄県債権管理条例施行規則（財政課） 2
- 沖縄県財務規則の一部を改正する規則（財政課） 3
- 沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則（財政課） 6
- 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（高齢者福祉介護課） 7
- 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則（障害福祉課） 18
- 公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則（衛生薬務課） 28
- 沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則（都市計画・モノレール課） 32

告 示

- かいの指定（財政課） 38

訓 令

- 沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令（行政管理課） 38

企業局事項

- 沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程 39

病院事業局事項

- 組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程 39

公安委員会事項

- 沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則 41
- 沖縄県警察の部及び課の設置に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則 42
- 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 44

規 則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第43号

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県特別職に属する非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する規則（昭和47年沖縄県規則第111号）の一部を次のように改正する。

別表第1中

「 沖縄県保健運営協議会委員

日額 9,300

」を

沖縄県保健運営協議会委員	日額 9,300
沖縄県公立大学法人沖縄県立看護大学評価委員会委員	日額 9,300

に、「沖縄県

公立大学法人評価委員会委員」を「沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会委員」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第44号

沖縄県行政組織規則の一部を改正する規則

沖縄県行政組織規則（昭和49年沖縄県規則第18号）の一部を次のように改正する。

第241条第1号の表沖縄県准看護師試験委員の項の次に次のように加える。

沖縄県公立大学法人 沖縄県立看護大学評 価委員会	地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第11条第2項の規定による公立大学法人沖縄県立看護大学の業務の実績の評価その他同法によりその権限に属させられた事項の処理に関する事	保健医療部	保健医療総務課
--------------------------------	--	-------	---------

第241条第1号の表沖縄県公立大学法人評価委員会の項中「沖縄県公立大学法人評価委員会」を「沖縄県公立大学法人沖縄県立芸術大学評価委員会」に改め、「（平成15年法律第118号）」を削り、「公立大学法人の」を「公立大学法人沖縄県立芸術大学の」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第45号

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則

沖縄県の事務処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成12年沖縄県規則第73号）の一部を次のように改正する。

第2条の表6の項中「第2条の表57の項(13)」を「第2条の表56の項(13)」に改め、同表に次のように加える。

7 特例条例第2条の表57の項(36)に規定する都市計画法の施行のための規則に基づく事務であって、別に規則で定めるもの	都市計画法施行細則（以下この項において「施行細則」という。）に基づく事務のうち、次に掲げるもの (1) 施行細則第13条に規定する工事着手届出書の受理に関する事務 (2) 施行細則第21条第1項に規定する地位承継届出書（同条第2項に規定する書類を含む。）の受理に関する事務
---	--

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県債権管理条例施行規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第46号

沖縄県債権管理条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、沖縄県債権管理条例（令和3年沖縄県条例第4号）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(協議)

第2条 部局（沖縄県部等設置条例（昭和47年沖縄県条例第32号）第2条により設置された部等及び出納事務局並びに警察本部、教育庁、議会事務局、労働委員会事務局、人事委員会事務局及び監査委員事務局をいう。）の長は、沖縄県債権管理条例第7条の規定により非強制徴収債権の放棄の事務を処理しようとするときは、あらかじめ総務部長に協議しなければならない。

(議会への報告)

第3条 沖縄県債権管理条例第8条の規定による議会への報告は、放棄した非強制徴収債権の名称、相手方の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに金額並びに放棄した事由その他知事が必要と認める事項について行うものとする。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県財務規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第47号

沖縄県財務規則の一部を改正する規則

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）の一部を次のように改正する。

第6条第4号を次のように改める。

(4) 事務所県税課の出納員 次に掲げる事務に関すること。

ア 事務所県税課に属する現金（現金に代えて納付される証券を含む。）の出納保管及び記録管理並びに当該事務所県税課以外の事務所県税課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税に係る徴収金（現金に代えて納付される証券を含む。第6号から第8号までにおいて同じ。）の収納及び保管に関すること。

イ 当該事務所県税課以外の事務所県税課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税の滞納処分（事務所県税課において行ったものに限る。）に係る徴収金の収納及び保管を行うこと。

第6条第6号ウ中「自動車税事務所に属する自動車税」を「事務所県税課又は当該県税事務所以外の県税事務所、那覇県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税」に改め、同条第7号に次のように加える。

キ 事務所県税課又は県税事務所若しくは自動車税事務所に属する県税について指定金融機関等から送付を受けた領収済通知書等の整理を行うこと。

第6条第8号を次のように改める。

(8) 自動車税事務所の出納員 次に掲げる事務に関すること。

ア 自動車税事務所に属する第5号アからカまでに掲げる事務を行うこと。

イ 事務所県税課又は県税事務所に属する県税に係る徴収金（ウに規定するものを除く。）の収納及び保管並びに収入証紙、証紙代金収納計器始動標札及び自動車税（種別割）証紙の収納及び保管を行うこと。

ウ 事務所県税課又は県税事務所に属する自動車税の滞納処分（自動車税事務所において行ったものに限る。）に係る徴収金の収納及び保管を行うこと。

第37条第1項中「第36条の3」を「前条」に改める。

第52条第1項中第5号及び第6号を削り、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 沖縄県債権管理条例（令和3年沖縄県条例第4号）第7条の規定により納入義務者に係る債権を放棄したとき。

第52条第1項第7号中「者があり、その者について前6号までに規定する理由がない場合」を「者がある場合」に改め、同号を同条第6号とし、同条第8号を同条第7号とする。

第57条中「支出負担行為を変更し、又はその一部若しくは全部を取り消そうとするとき」を「支出負担行為の額を増額するとき」に改める。

第62条中「(昭和25年法律第144号)」を削る。

第65条第6号中「沖縄県補助金等の交付に関する規則」の次に「(昭和47年沖縄県規則第102号)」を加える。

第72条中「により」を「による」に、「支出事務」を「支出の事務」に改め、同条に次の1項を加える。

2 支出の事務の委託を受けた者は、支出の事務が完了したときは、別に定めるところにより、その結果を支出命令者を経て会計管理者に報告しなければならない。

第98条中「前3条」を「前2条」に改める。

第100条第2項第2号中「公共工事の前払い保証事業に関する法律」を「公共工事の前払金保証事業に関する法律」に改める。

第101条第2項第9号中「借入」を「借入れ」に改める。

第103条第1項第7号中「(昭和27年法律第184号)」を削る。

第109条第1項中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

第143条第1項を次のように改める。

部局の長又はかい長は、歳入歳出外現金又は保管有価証券の受入れをしようとするときは、その理由、種類、金額その他必要な事項を記載した受入調書により出納機関に通知しなければならない。

第143条第2項中「前項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第1項の次に次の2項を加える。

2 前項の場合において、部局の長又はかい長は、納人に対し歳入歳出外現金払込書を交付し、歳入歳出外現金にあっては指定金融機関等に、保管有価証券にあっては出納機関に払い込ませなければならない。ただし、歳入歳出外現金で指定金融機関等に払い込むことができない場合又は適当でない認められる場合は、出納機関に払い込ませることができる。

3 前項の規定は、歳入歳出外現金のうち、歳出から控除する保管金に係るものについては、適用しない。

第146条中「第143条ただし書」を「第143条第2項ただし書」に改める。

第147条中「第143条」を「第143条第2項」に改める。

第148条第4項中「第143条第2項」を「第143条第4項」に改める。

第203条中「前5条」を「第198条から第201条まで」に改める。

第209条第2項中「部局の長」を「部局の課の長」に改める。

第240条第1号中「第3条第2項又は第3項の規定若しくは」を「第3条第2項若しくは第3項の規定又は」に改め、同条第2号中「第77条、」を削る。

別表第2中「総務班の班長
納税第1班の班長」を「課税第1班の班長
自動車税班の班長」に、「総務班の班長
総務班に属する主査」を「課税班の班
長
長」に改める。

別表第4出納事務局の出納員の項中「手数料」の次に「及び寄付金の収納」を加え、同表県税事務所の出納員の項中「並びに事務所県税課」を「、事務所県税課」に、「保管に」を「保管並びに県税の滞納処分(県税事務所において行ったものに限る。）」に係る徴収金の出納及び現金の保管に」に改め、同表自動車税事務所の出納員の項中「並びに事務所県税課に属する自動車税」を「、事務所県税課又は県税事務所に属する県税」に、「保管に」を「保管並びに自動車税の滞納処分(自動車税事務所において行ったものに限る。）」に係る徴収金の出納及び現金の保管に」に改め、同表宮古事務所総務課の出納員の項中「、手数料」を「及び手数料の収納」に改め、同表宮古事務所県税課の出納員の項中「並びに当該県税課」を「、当該県税課」に、「保管に」を「保管並びに県税の滞納処分(事務所県税課において行ったものに限る。）」に係る徴収金の出納及び現金の保管に」に改め、同表八重山事務所総務課の出納員の項中「、手数料」を「及び手数料の収納」に改め、同表八重山事務所県税課の出納員の項中「並びに当該県税課」を「、当該県税課」に、「保管に」を「保管並びに県税の滞納処分(事務所県税課において行ったものに限る。）」に係る徴収金の出納及び現金の保管に」に改める。

別表第5の9の項中「原材料備品」を「原材料、備品」に改め、同表11の項中「11に掲げる」を「10に掲

げる」に改め、同表第16の項中「10に掲げる」を「9に掲げる」に改める。

別表第8の2を次のように改める。

別表第8の2（第142条関係）

歳入歳出外現金・保管有価証券整理区分

1 保証金 (1) 入札保証金 入札保証金 入札保証金 (2) 契約保証金 契約保証金 契約保証金 (3) 指定金融機関の保証金 指定金融機関の保証金 指定金融機関の保証金 (4) その他の保証金 その他の保証金 その他の保証金	5 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金 県営住宅入居敷金
2 保管金 (1) 所得税 ア 俸給・給料等 (ア) 職員給料等 (イ) 非常勤職員給料等 (ウ) 退職手当 (エ) 恩給等 (オ) 弁護士等俸給 イ 所得税法第204条第1項関係 (ア) 第1号関係 (イ) 第4号関係 (ウ) 第5号関係 (エ) その他 (2) 県・市町村民税 ア 俸給・給料等 (ア) 職員給料等 (イ) 非常勤職員給料等 イ 退職手当 退職手当 (3) 社会保険料 社会保険料 社会保険料	6 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分） 個人住民税（県徴収分）
3 公売代金 (1) 差押物件公売代金 差押物件公売代金 差押物件公売代金 (2) 競売配当金 競売配当金 競売配当金	7 地方法人特別税 地方法人特別税 地方法人特別税 地方法人特別税
4 遺留金 遺留金 遺留金 遺留金	8 特別法人事業税 特別法人事業税 特別法人事業税 特別法人事業税
	9 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割 軽自動車税環境性能割
	10 仮放置違反金 仮放置違反金 仮放置違反金 仮放置違反金
	11 代位受領現金 代位受領現金 代位受領現金 代位受領現金
	12 債権差押取立金 債権差押取立金 債権差押取立金 債権差押取立金
	13 交付要求等配当金 交付要求等配当金 交付要求等配当金 交付要求等配当金
	14 その他雑部金 その他雑部金 その他雑部金 その他雑部金

「宮古事務所県税課 宮古事務所県税課
様式第28号の2中 八重山事務所県税課 を に、 沖縄県 八重山事務所県税課 出納員 を
自動車税事務所」 自動車税事務所

「沖縄県 出納員」に改める。

様式第53号（その1）及び様式第53号（その2）中「年2.6パーセント」を「年2.5パーセント」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第48号

沖縄県証紙条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県証紙条例施行規則（昭和48年沖縄県規則第13号）の一部を次のように改正する。

別表第1項第9号を次のように改める。

9 削除

別表第1項第127号の次に次の4号を加える。

- 127の2 地域連携薬局認定申請手数料
- 127の3 地域連携薬局認定更新申請手数料
- 127の4 専門医療機関連携薬局認定申請手数料
- 127の5 専門医療機関連携薬局認定更新申請手数料

別表第1項第143号を次のように改める。

143 地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の書換え交付手数料

別表第1項第143号の次に次の1号を加える。

143の2 地域連携薬局認定証又は専門医療機関連携薬局認定証の再交付手数料

別表第1項第144号及び第145号を次のように改める。

144 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の書換え交付手数料

145 医薬品販売業許可証、高度管理医療機器等の販売業若しくは貸与業の許可証又は再生医療等製品販売業許可証の再交付手数料

別表第7項第42号の次に次の3号を加える。

42の2 都市再生特別地区内における建築物の容積率、建蔽率、建築面積、高さ又は壁面の位置の特例許可申請手数料

42の3 居住環境向上用途誘導地区内における建築物の建蔽率、壁面の位置又は高さの特例許可申請手数料

42の4 特定用途誘導地区内における建築物の容積率、建築面積又は高さの特例許可申請手数料

別表第21項第2号から第33号までを次のように改める。

- 2 調理機能付き自動販売機営業許可申請手数料
- 3 食肉販売業許可申請手数料
- 4 魚介類販売業許可申請手数料
- 5 魚介類競り売り営業許可申請手数料
- 6 集乳業許可申請手数料
- 7 乳処理業許可申請手数料
- 8 特別牛乳搾取処理業許可申請手数料
- 9 食肉処理業許可申請手数料
- 10 食品の放射線照射業許可申請手数料
- 11 菓子製造業許可申請手数料
- 12 アイスクリーム類製造業許可申請手数料
- 13 乳製品製造業許可申請手数料
- 14 清涼飲料水製造業許可申請手数料
- 15 食肉製品製造業許可申請手数料
- 16 水産製品製造業許可申請手数料
- 17 氷雪製造業許可申請手数料
- 18 液卵製造業許可申請手数料
- 19 食用油脂製造業許可申請手数料
- 20 みそ又はしょうゆ製造業許可申請手数料

- 21 酒類製造業許可申請手数料
- 22 豆腐製造業許可申請手数料
- 23 納豆製造業許可申請手数料
- 24 麺類製造業許可申請手数料
- 25 そうざい製造業許可申請手数料
- 26 複合型そうざい製造業許可申請手数料
- 27 冷凍食品製造業許可申請手数料
- 28 複合型冷凍食品製造業許可申請手数料
- 29 漬物製造業許可申請手数料
- 30 密封包装食品製造業許可申請手数料
- 31 食品の小分け業許可申請手数料
- 32 添加物製造業許可申請手数料
- 33 営業許可証再交付手数料

別表第21項第34号を削る。

附 則

この規則は、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める日から施行する。

- (1) 別表第1項の改正規定 令和3年4月1日
- (2) 別表第7項の改正規定 令和3年5月1日
- (3) 別表第21項の改正規定 食品衛生法等の一部を改正する法律（平成30年法律第46号）附則第1条第3号に掲げる規定の施行の日（令和3年6月1日）

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第49号

沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則
(沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第44号）の一部を次のように改正する。

第5条第11項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

第6条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行う委員会を含む。）」を加える。

第8条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第9条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第10条 条例第31条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該養護老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規

則第45号)の一部を次のように改正する。

第3条を次のように改める。

第3条 削除

第6条の2第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加える。

第7条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第8条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第8条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第8条の2 条例第32条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該特別養護老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該特別養護老人ホームにおいて、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第9条の2第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加える。

第12条第8項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士」に改める。

(沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第46号)の一部を次のように改正する。

第7条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置その他の情報通信機器(以下「テレビ電話装置等」という。))を活用して行う委員会を含む。)」を加える。

第9条第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第10条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

本則に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第11条 条例第35条の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該軽費老人ホームにおける虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該軽費老人ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附則第2項中「附則第8項」を「附則第9項」に改める。

附則第3項中「附則第9項」を「附則第10項」に改める。

附則第4項中「附則第10項」を「附則第11項」に改める。

附則第15項中「附則第15項」を「附則第16項」に改め、同項第2号及び第3号中「附則第18項」を「附則第19項」に改める。

(沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第47号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第4号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書を次のように改める。

ただし、入所者の処遇に支障がない場合は、この限りでない。

第3条第9項中「指定地域密着型サービス基準」を「指定地域密着型サービスの人員、設備及び運営に関する基準（平成18年厚生労働省令第34号）」に改める。

第6条の2第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加える。

第10条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第11条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第11条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第11条の2 条例第41条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護老人福祉施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護老人福祉施設において、介護職員その他の従業者に対して、虐待の防止のための研修を定期的に行うこと。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第13条の2第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加える。

第15条中「、「条例第54条」を「「条例第54条」に改め、「準用する条例第41条第1項」と」の次に「、「第11条の2中「条例第41条の2」とあるのは「条例第54条において準用する条例第41条の2」と」を加える。

(沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第5条 沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第48号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、「介護老人保健施設（ユニット型介護老人保健施設を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護老人保健施設を併設する場合の介護老人保健施設及びユニット型介護老人保健施設の介護職員を除き」を削り、同条第6項及び第7項中「栄養士」の次に「若しくは管理栄養士」を加える。

第7条の2第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加える。

第12条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第13条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第13条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第13条の2 条例第40条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該介護老人保健施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該介護老人保健施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期

的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第16条の2第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加える。

第18条中「準用する条例第40条第1項」との次に「、第13条の2中「条例第40条の2」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条の2」とを加える。

(沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第6条 沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第49号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第5号を同項第6号とし、同項第4号の次に次の1号を加える。

(5) 栄養士又は管理栄養士 療養病床が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第3条第3項第1号中「、薬剤師及び栄養士」を「及び薬剤師」に改め、同項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 栄養士又は管理栄養士 老人性認知症患者療養病棟に係る病床数及び療養病床の数が100以上の指定介護療養型医療施設にあつては、1以上

第3条第5項中「第1項第5号及び第3項第6号」を「第1項第6号及び第3項第7号」に改め、同条第6項ただし書中「(指定介護療養型医療施設(ユニット型指定介護療養型医療施設を除く。))及びユニット型指定介護療養型医療施設を併設するときの介護職員を除く。」を削り、同条第7項中「第1項第5号、第3項第6号」を「第1項第6号、第3項第7号」に改める。

第7条の2第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加える。

第8条第1項中「第17条第9項」を「第17条第10項」に、「同条第10項」を「同条第11項」に改め、同条第2項中「第17条第11項」を「第17条第12項」に改める。

第11条第1号中「委員会に」を「委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を「に」に改め、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第12条第3号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加え、同条に次の1号を加える。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第12条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第12条の2 条例第38条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護療養型医療施設における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護療養型医療施設において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第14条第1項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)を削り、同号ア(ハ)を同号ア(ニ)とする。

第15条第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)を削り、同号ア(ハ)を同号ア(ニ)とする。

第15条の2第1号中「委員会」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)」を加える。

第17条中「準用する条例第38条第1項」との次に「、第12条の2中「条例第38条の2」とあるのは「条例第52条において準用する条例第38条の2」とを加える。

(沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第7条 沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平

成25年沖縄県規則第50号)の一部を次のように改正する。

第7条の次に次の2条を加える。

(衛生管理等)

第7条の2 条例第33条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第7条の3 条例第40条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定訪問介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定訪問介護事業所において、訪問介護員等に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第17条中「第5条」の次に「、第7条の2及び第7条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問入浴介護従業者」と読み替えるものとする。

第20条中「第5条」の次に「、第7条の2、第7条の3」を、「この場合において」の次に「、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「訪問入浴介護従業者」と」を加え、「、「基準該当訪問入浴介護」を「「基準該当訪問入浴介護」に改める。

第25条中「第5条」の次に「、第7条の2及び第7条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第28条中「第5条」の次に「、第7条の2及び第7条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「訪問リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第32条中「第6条」を「第5条、第7条の2及び第7条の3」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第36条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第36条の2 条例第111条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所介護事業所において、通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第37条の3中「第34条、第36条及び第37条」を「第7条の3、第34条及び第36条から第37条まで」に改め、「この場合において」の次に「、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは「共生型通所介護の提供に当たる従業者(以下「共生型通所介護従業者」という。)」と、第36条の2第1号及

び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型通所介護従業者」とを加える。

第38条中「第5条」の次に「及び第7条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第48条中「第36条及び第37条」を「第7条の3及び第36条から第37条まで」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第50条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第50条の2 条例第144条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定通所リハビリテーション事業所において、通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第52条中「第5条」の次に「、第7条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第53条第1項中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人は、常勤でなければならない」を「のうち1人以上又は同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（第56条第4項において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保することとする。

第56条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第4項中「当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この項において「併設本体施設」という。）」を「併設本体施設」に改める。

第61条の次に次の1条を加える。

(準用)

第61条の2 第7条の3及び第36条の2の規定は、指定短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第62条第1項第2号ア中「第110条」を「第110条第1項」に改め、同号イ中「第110条」を「第110条第1項」に、「同条」を「条例第110条第1項」に改め、同条第3項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ウ)中「また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。」を削る。

第68条中「及び第61条」を「、第61条及び第61条の2」に、「、」を削り、「条例第181条」を「「条例第181条」」に改める。

第69条第1項中「1人以上」を「1以上」に改める。

第71条の3中「第54条」を「第7条の3、第36条の2、第54条」に改め、「この場合において」の次に「、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「共生型短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第72条中「第57条」を「第7条の3、第36条の2、第57条」に改め、「この場合において」の次に「、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは「短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第79条中「第57条」を「第7条の3、第50条の2及び第57条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第50条の2第1号及び第3号中「通所リハビリテーション従業者」とあるのは、「短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第89条の2第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加える。

第90条の次に次の1条を加える。

（準用）

第90条の2 第7条の3及び第36条の2の規定は、指定特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「特定施設入居者生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第96条中「第89条」を「第7条の3、第36条の2及び第89条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあり、並びに第36条の2第1号及び第3号中「通所介護従業者」とあるのは、「外部サービス利用型特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第100条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第100条の2 条例第260条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第102条中「第5条」の次に「及び第7条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第104条中「、第99条」を「、第7条の3及び第99条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第110条中「第5条」の次に「、第7条の2及び第7条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第7条の2第1号及び第3号並びに第7条の3第1号及び第3号中「訪問介護員等」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

（沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正）

第8条 沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第51号）の一部を次のように改正する。

第15条の次に次の2条を加える。

（衛生管理等）

第15条の2 条例第55条の3第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討

する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

（虐待の防止）

第15条の3 条例第55条の10の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防訪問入浴介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防訪問入浴介護事業所において、介護予防訪問入浴介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第20条中「、第15条」を「から第15条の3まで」に改める。

第25条中「第14条の2」の次に「、第15条の2及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「看護師等」と読み替えるものとする。

第28条中「第14条の2」の次に「、第15条の2及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「訪問リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第32条中「第14条の2」の次に「、第15条の2及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「居宅療養管理指導従業者」と読み替えるものとする。

第44条の2の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第44条の3 条例第122条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防通所リハビリテーション従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防通所リハビリテーション事業所において、介護予防通所リハビリテーション従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第46条中「第14条の2」の次に「及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防通所リハビリテーション従業者」と読み替えるものとする。

第47条第1項中「1人以上」を「1以上」に改め、同条第5項中「並びに同項第3号の介護職員及び看護職員のそれぞれのうち1人」を「のうち1人以上及び同項第3号の介護職員又は看護職員のうち1人以上」に、「この限りでない」を「生活相談員、介護職員及び看護職員のいずれも常勤で配置しないことができる」に改め、同条第6項を同条第7項とし、同条第5項の次に次の1項を加える。

6 指定介護予防短期入所生活介護事業者は、前項ただし書の規定により第1項第3号の看護職員を配置しなかった場合であっても、利用者の状態像に応じて必要がある場合には、病院、診療所又は指定介護予防訪問看護ステーション（併設事業所にあつては、当該併設事業所を併設する特別養護老人ホーム等（以下この章において「併設本体施設」という。）を含む。）との密接な連携により看護職員を確保す

ることとする。

第50条第1項第2号ア中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改める。

第54条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第54条の2 条例第140条の2第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防短期入所生活介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防短期入所生活介護事業所において、介護予防短期入所生活介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第55条の次に次の1条を加える。

(準用)

第55条の2 第15条の3の規定は、指定介護予防短期入所生活介護の事業について準用する。この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「介護予防短期入所生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第56条第1項第2号ア中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に改め、同号イ中「第121条の4」を「第121条の4第1項」に、「同条」を「同項」に改め、同条第3項第1号ア(イ)中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア(ロ)中「また、ユニットに属さない居室を改修したものについては、利用者同士の視線の遮断の確保を前提にした上で、居室を隔てる壁について、天井との間に一定の隙間が生じても差し支えない。」を削る。

第62条中「及び第55条」を「、第54条の2、第55条及び第55条の2において準用する第15条の3」に、「「条例第160条」を「、「条例第160条」に改める。

第62条の3中「第48条」を「第15条の3、第48条」に改め、「この場合において」の次に「、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第54条の2第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは「共生型介護予防短期入所生活介護従業者」と」を加える。

第63条第1項中「1人以上」を「1以上」に改める。

第67条中「第51条」を「第15条の3、第51条」に改め、「この場合において」の次に「、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは「介護予防短期入所生活介護従業者」と」を加え、「、「条例第172条」を「「条例第172条」に改める。

第73条中「第51条」を「第15条の3、第44条の3及び第51条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第44条の3第1号及び第3号中「介護予防通所リハビリテーション従業者」とあるのは、「介護予防短期入所療養介護従業者」と読み替えるものとする。

第79条中「「条例197条」を「、「条例第197条」に改める。

第84条の2第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加える。

第85条の次に次の1条を加える。

(準用)

第85条の2 第15条の3及び第54条の2の規定は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業について準用する。この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第54条の2第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「介護予防特定施設入居者生活介護従業者」と読み替えるものとする。

第91条中「第84条」を「第15条の3、第54条の2及び第84条」に改め、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあり、並びに第54条の2第1号及び第3号中「介護予防短期入所生活介護従業者」とあるのは、「外部サービス利用型介護予防特定施設従業者」と読み替えるものとする。

第95条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第95条の2 条例第246条第6項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、福祉用具専門相談員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防福祉用具貸与事業所において、福祉用具専門相談員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

第97条中「第14条の2」の次に「及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、同条第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第99条中「第14条の2」の次に「、第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

第105条中「第14条の2」の次に「、第15条の2及び第15条の3」を加え、同条に後段として次のように加える。

この場合において、第15条の2第1号及び第3号並びに第15条の3第1号及び第3号中「介護予防訪問入浴介護従業者」とあるのは、「福祉用具専門相談員」と読み替えるものとする。

附則第3項中「「当該」を「、」に改める。

(沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第9条 沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（平成30年沖縄県規則第28号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第5号中「栄養士」の次に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、介護医療院（ユニット型介護医療院を除く。以下この項において同じ。）にユニット型介護医療院を併設する場合の介護医療院及びユニット型介護医療院の介護職員を除き」を削る。

第8条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加える。

第13条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加え、同条第3号中「研修」の次に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第14条第3号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加え、同条に次の1号を加える。

- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第14条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第14条の2 条例第40条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該介護医療院における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、介護職員その他の従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該介護医療院における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該介護医療院において、介護職員その他の従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第18条第1号中「委員会」の次に「（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）」を加える。

第20条中「準用する条例第40条第1項」との次に「、第14条の2中「条例第40条の2」とあるのは「条例第54条において準用する条例第40条の2」とを加える。

附則第3項及び第6項中「「屋内の直通階段を」を「、「屋内の直通階段を」に改める。

附則に次の1項を加える。

- 8 病床を有する診療所の開設者が、当該診療所の病床を令和6年3月31日までの間に転換を行って介護医療院を開設する場合における当該介護医療院の浴室については、第4条第3号イ及び第16条第2号イの規定にかかわらず、新築、増築又は全面的な改築の工事が終了するまでの間は、一般浴槽のほか、入浴に介助を必要とする者の入浴に適した設備を設けることとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。
(介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置)
- 2 この規則の施行の日から令和6年3月31日までの間、第1条の規定による改正後の沖縄県養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新養護老人ホーム規則」という。）第8条第3号、第2条の規定による改正後の沖縄県特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新特別養護老人ホーム規則」という。）第7条第3号、第3条の規定による改正後の沖縄県軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新軽費老人ホーム規則」という。）第9条第3号、第4条の規定による改正後の沖縄県指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定介護老人福祉施設規則」という。）第10条第3号（新指定介護老人福祉施設規則第15条において準用する場合を含む。）、第5条の規定による改正後の沖縄県介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護老人保健施設規則」という。）第12条第3号（新介護老人保健施設規則第18条において準用する場合を含む。）、第6条の規定による改正後の沖縄県指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新指定介護療養型医療施設規則」という。）第11条第3号（新指定介護療養型医療施設規則第17条において準用する場合を含む。）及び第9条の規定による改正後の沖縄県介護医療院の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例施行規則（以下「新介護医療院規則」という。）第13条第3号（新介護医療院規則第20条の規定において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設、指定介護療養型医療施設及び介護医療院は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施するよう努めるものとする。
(事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置)
- 3 この規則の施行の日から起算して6月を経過する日までの間における、新養護老人ホーム規則第9条第4号、新特別養護老人ホーム規則第8条第4号、新軽費老人ホーム規則第10条第4号、新指定介護老人福祉施設規則第11条第4号（新指定介護老人福祉施設規則第15条において準用する場合を含む。）、新介護老人保健施設規則第13条第4号（新介護老人保健施設規則第18条において準用する場合を含む。）、新指定介護療養型医療施設規則第12条第4号（新指定介護療養型医療施設規則第17条において準用する場合を含む。）及び新介護医療院規則第14条第4号（新介護医療院規則第20条の規定において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「担当者を置く」とあるのは「担当者を置くよう努める」とする。
(ユニットの定員に係る経過措置)
- 4 第7条の規定による改正後の沖縄県指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定居宅サービス等規則」という。）第62条第3項第1号ア(イ)の規定に基づき利用定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定短期入所生活介護事業所においては、当分の間、夜間及び深夜を含む当該ユニット型指定短期入所生活介護事業所における介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して、新指定居宅サービス等規則第53条第1項第3号及び第66条各号の基準を超える短期入所生活介護従業者を配置するよう努めるものとする。
- 5 前項の規定は、新特別養護老人ホーム規則、新指定介護老人福祉施設規則、新介護老人保健施設規則、新指定介護療養型医療施設規則、第8条の規定による改正後の沖縄県指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則及び新介護医療院規則に規定するユニットについて準用する。

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第50号

沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則等の一部を改正する規則

(沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第1条 沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第52号)の一部を次のように改正する。

第2条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第2条の2 条例第14条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器を活用して行う委員会を含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該障害児入所施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該障害児入所施設等において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第23条第1号中「4.3」を「4」に改め、同条第4号中「乳幼児おおむね4人につき1人以上、少年おおむね5人」を「児童おおむね4人」に改める。

第26条第1号中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に、「であること」を「とし、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」に改め、同条第2号中「及び機能訓練担当職員」を「、機能訓練担当職員及び看護職員」に改める。

(沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第2条 沖縄県地域活動支援センターの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第54号)の一部を次のように改正する。

第3条第2号中「第18条第2項」を「第19条第2項」に改め、同条第3号中「第19条第2項」を「第20条第2項」に改める。

本則に次の2条を加える。

(衛生管理等)

第6条 条例第17条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(次条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う委員会を含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおける感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第7条 条例第20条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該地域活動支援センターにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該地域活動支援センターにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第3条 沖縄県福祉ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第55

号)の一部を次のように改正する。

第4条第2号中「第16条第2項」を「第17条第2項」に改め、同条第3号中「第17条第2項」を「第18条第2項」に改める。

本則に次の2条を加える。

(衛生管理等)

第6条 条例第15条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置その他の情報通信機器(次条第1号において「テレビ電話装置等」という。)を活用して行う委員会を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおける感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

(虐待の防止)

第7条 条例第18条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該福祉ホームにおける虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該福祉ホームにおいて、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第4条 沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則(平成25年沖縄県規則第56号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「平成24年厚生労働省告示230号」を「平成24年厚生労働省告示第230号」に改め、同条第3項中「の機能訓練担当職員」の次に「又は看護職員(以下この条、次条及び第18条において「機能訓練担当職員等」という。)を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等」を加え、「通じ」を「通じて」に、「当該機能訓練担当職員」を「当該機能訓練担当職員等」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第6項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第7項中「第1項第1号」を「第3項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号」に、「、保育士及び障害福祉サービス経験者」を「又は保育士の合計数」に改める。

第4条第1項第2号中「及びイ」を「からうまで」に改め、「掲げる数」の次に「(条例第7条第2項ただし書各号のいずれかに該当する場合にあっては、ウに掲げる看護職員を除く。)」を加え、「当該各号」を「アからうまで」に改め、同号に次のように加える。

ウ 看護職員(日常生活及び社会生活を営むために医療的ケアを恒常的に受けることが不可欠である障害児に医療的ケアを行う場合に限る。) 医療的ケアを行うために必要な数

第4条第1項第3号に後段として次のように加える。

この場合において、ア及びイに掲げる従業者については、その数を児童指導員及び保育士の総数に含めることができる。

第4条第2項中「機能訓練担当職員を置く場合には、当該機能訓練担当職員」を「機能訓練担当職員等」を置いた場合においては、当該機能訓練担当職員等」に改め、同条中第4項を第5項とし、第3項を第4項とし、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号イの児童指導員及び保育士の総数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第9条の次に次の3条を加える。

(衛生管理等)

第9条の2 条例第42条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整

備すること。

- (3) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第9条の3 条例第45条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待等の禁止)

第9条の4 条例第46条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定児童発達支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定児童発達支援事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第10条の5中「ただし書」との次に「、第9条の2中「第42条第2項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第42条第2項」と、第9条の3中「第45条第3項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第45条第3項」と、第9条の4中「第46条第2項」とあるのは「第55条の5において準用する条例第46条第2項と」を加える。

第11条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第12条中「第10条の」を「第9条の2から第10条までの」に改め、「条例第30条」との次に「、第9条の2中「第42条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第42条第2項」と、第9条の3中「第45条第3項」とあるのは「第59条において準用する条例第45条第3項」と、第9条の4中「第46条第2項」とあるのは「第59条において準用する条例第46条第2項と」を加える。

第17条中「条例第34条」との次に「、第9条の2中「第42条第2項」とあるのは「第71条において準用する条例第42条第2項」と、第9条の3中「第45条第3項」とあるのは「第71条において準用する条例第45条第3項」と、第9条の4中「第46条第2項」とあるのは「第71条において準用する条例第46条第2項と」を加える。

第18条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第2項中「の機能訓練担当職員」を「の機能訓練担当職員等を置いた場合において、当該機能訓練担当職員等」に、「当該機能訓練担当職員」を「当該機能訓練担当職員等」に、「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第5項中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第6項を次のように改める。

- 6 第2項の規定により機能訓練担当職員等の数を含める場合における第1項第1号の児童指導員又は保育士の合計数の半数以上は、児童指導員又は保育士でなければならない。

第19条中「第10条の」を「第9条の2から第10条までの」に、「第6条の2、第7条」を「第7条」に、「第9条中「第34条」とあるのは「第78条において準用する条例第34条」」を「第9条の2中「第42条第2項」とあるのは「第78条において準用する条例第42条第2項」と、第9条の3中「第45条第3項」とあるのは「第78条において準用する条例第45条第3項」と、第9条の4中「第46条第2項」とあるのは「第78条において準用する条例第46条第2項」に改める。

第19条の2中「第10条の」を「第9条の2から第10条までの」に改め、「条例第30条」との次に「、第9条の2中「第42条第2項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第42条第2項」と、第9条の3中「第45条第3項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第45条第3項」と、第9条の4中「第46条第2項」とあるのは「第78条の2において準用する条例第46条第2項と」を加える。

第20条第1項第1号中「、保育士又は障害福祉サービス経験者」を「又は保育士」に改め、同条第3項を削る。

第21条中「第10条及び」を「第9条の2から第10条まで」に改め、「条例第30条」との次に「、第9

条の2中「第42条第2項」とあるのは「第81条において準用する条例第42条第2項」と、第9条の3中「第45条第3項」とあるのは「第81条において準用する条例第45条第3項」と、第9条の4中「第46条第2項」とあるのは「第81条において準用する条例第46条第2項と」を加える。

第21条の4中「第10条の」を「第9条の2から第10条までの」に改め、「条例第30条」との次に「、第9条の2中「第42条第2項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第42条第2項」と、第9条の3中「第45条第3項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第45条第3項」と、第9条の4中「第46条第2項」とあるのは「第81条の9において準用する条例第46条第2項と」を加える。

第24条中「第10条の」を「第9条の2から第10条までの」に改め、「条例第30条」との次に「、第9条の2中「第42条第2項」とあるのは「第89条において準用する条例第42条第2項」と、第9条の3中「第45条第3項」とあるのは「第89条において準用する条例第45条第3項」と、第9条の4中「第46条第2項」とあるのは「第89条において準用する条例第46条第2項と」を加える。

(沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第5条 沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第57号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号ア(7)中「4.3」を「4」に改め、同号ア(7)中「障害児である乳児又は幼児（第11条第1項第2号において「乳幼児」という。）の数を4で除して得た数及び障害児である少年の数を5で除して得た数の合計数」を「障害児の数を4で除して得た数」に、「当該合計数」を「当該数」に改める。

第4条第3号中「乳幼児」を「乳児又は幼児（第11条第1項第2号において「乳幼児」という。）」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

(衛生管理等)

第9条の2 条例第39条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施すること。
(身体拘束等の禁止)

第9条の3 条例第42条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的に実施すること。
(虐待等の禁止)

第9条の4 条例第43条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定福祉型障害児入所施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定福祉型障害児入所施設において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第13条中「、第10条」を「、第9条の2中「第39条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第39条第2項」と、第9条の3中「第42条第3項」とあるのは「第58条において準用する条例第42条第3項」と、第9条の4中「第43条第2項」とあるのは「第58条において準用する条例第43条第2項と、第10条」に改める。

(沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第6条 沖縄県指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

(平成25年沖縄県規則第58号)の一部を次のように改正する。

第5条の次に次の3条を加える。

(衛生管理等)

第5条の2 条例第35条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第5条の3 条例第36条の2第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第5条の4 条例第41条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定居宅介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第6条中「前条の」を「第5条から前条までの」に、「前条中」を「第5条中」に改め、「条例第22条第3項」との次に「、第5条の2中「第35条第3項」とあるのは「第44条において準用する条例第35条第3項」と、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第44条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第44条において準用する条例第41条の2」とを加える。

第6条の4中「第5条の」を「第5条から第5条の4までの」に改め、「条例第22条第3項」との次に「、第5条の2中「条例第35条第3項」とあるのは「第44条の4において準用する条例第35条第3項」と、第5条の3中「条例第36条の2第3項」とあるのは「第44条の4において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「条例第41条の2」とあるのは「第44条の4において準用する条例第41条の2」とを加える。

第8条第1項中「第5条の」を「第5条、第5条の2及び第5条の4の」に改め、「条例第22条第3項」との次に「、第5条の2中「第35条第3項」とあるのは「第49条第1項において準用する条例第35条第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第49条第1項において準用する条例第41条の2」とを加え、同条第2項中「第5条の」を「第5条、第5条の2及び第5条の4の」に改め、「条例第22条第3項」との次に「、第5条の2中「第35条第3項」とあるのは「第49条第2項において準用する条例第35条第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第49条第2項において準用する条例第41条の2」とを加える。

第12条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第12条の2 条例第73条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。)を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定療養介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のため

めの研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第13条第4号中「第75条第2項」を「第78条において準用する条例第36条の2第2項」に改める。

第16条の次に次の1条を加える。

(衛生管理等)

第16条の2 条例第92条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定生活介護事業所において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第17条中「第12条及び」を「第5条の3、第5条の4、第12条及び」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第95条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第95条において準用する条例第41条の2」と」を加える。

第17条の5中「第11条から第13条まで及び第16条」を「第5条の3、第5条の4、第11条から第13条まで、第16条及び第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第95条の5において準用する条例第41条の2」と」を、「第95条の5」との次に「、第16条中「第84条第3項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第84条第3項」と、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第95条の5において準用する条例第92条第2項」と」を加える。

第23条の4中「第23条の」を「第5条の3、第5条の4、第16条の2及び第23条の」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第110条の4において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第110条の4において準用する条例第41条の2」と、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第110条の4において準用する条例第92条第2項」と」を加える。

第26条中「第5条の」を「第5条から第5条の4までの」に改め、「条例第22条第3項」との次に「、第5条の2中「第35条第3項」とあるのは「第123条において準用する条例第35条第3項」と、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第123条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第123条において準用する条例第41条の2」と」を加える。

第35条中「第11条から第13条まで」を「第5条の3、第5条の4、第11条から第13条まで及び第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第149条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第149条において準用する条例第41条の2」と」を、「第149条」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第149条において準用する条例第92条第2項」と」を加える。

第35条の4中「第11条から第13条まで」を「第5条の3、第5条の4、第11条から第13条まで、第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第149条の4において準用する条例第41条の2」と」を、「第149条の4」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第149条の4において準用する条例第92条第2項」と」を加える。

第41条第4号中「第75条第2項」を「第36条の2第2項」に改める。

第42条中「第11条及び第12条」を「第5条の3、第5条の4、第11条、第12条及び第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第159条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第159条において準用する条例第41条の2」と」を、「条例第61条」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第159条において準用する条例第92条第2項」と」を加える。

第42条の4中「第11条、第12条」を「第5条の3、第5条の4、第11条、第12条、第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第159条の4において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第159条の4におい

て準用する条例第41条の2」とを、「条例第61条」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第159条の4において準用する条例第92条第2項」とを加える。

第45条第5項を削り、同条第6項を同条第5項とする。

第46条第2項中「第4項まで及び第6項」を「第5項まで」に改める。

第48条第1項中「第11条から第13条まで」を「第5条の3、第5条の4、第11条から第13条まで、第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第172条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第172条において準用する条例第41条の2」とを、「第172条」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第172条において準用する条例第92条第2項」とを加える。

第51条中「第11条から第13条まで」を「第5条の3、第5条の4、第11条から第13条まで、第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第185条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第185条において準用する条例第41条の2」とを、「第185条」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第185条において準用する条例第92条第2項」とを加える。

第54条中「第11条から第13条まで」を「第5条の3、第5条の4、第11条から第13条まで、第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第190条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第190条において準用する条例第41条の2」とを、「第190条」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第190条において準用する条例第92条第2項」とを加える。

第55条中「第11条から第13条まで」を「第5条の3、第5条の4、第11条から第13条まで、第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第194条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第194条において準用する条例第41条の2」とを、「第194条」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第194条において準用する条例第92条第2項」とを加える。

第55条の5中「第11条の」を「第5条の2及び第11条の」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の2中「第35条第3項」とあるのは「第194条の12において準用する条例第35条第3項」とを加える。

第55条の7中「第5条、」を「第5条、第5条の2、」に改め、「条例第22条第3項」との次に「、第5条の2中「第35条第3項」とあるのは「第194条の20において準用する条例第35条第3項」とを加える。

第56条第3項中「指定共同生活援助の」を「指定共同生活援助事業所の」に改める。

第58条中「第11条及び第13条」を「第5条の3、第5条の4、第11条、第13条及び第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第201条において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第201条において準用する条例第41条の2」とを、「第201条」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第201条において準用する条例第92条第2項」とを加える。

第58条の2第4項及び第5項中「日中サービス支援型指定共同生活援助の」を「日中サービス支援型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第58条の4中「第11条、第13条」を「第5条の3、第5条の4、第11条、第13条、第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第201条の11において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第201条の11において準用する条例第41条の2」とを、「第201条の11」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第201条の11において準用する条例第92条第2項」とを加える。

第58条の5第3項中「外部サービス利用型指定共同生活援助の」を「外部サービス利用型指定共同生活援助事業所の」に改める。

第58条の7中「第11条、第13条」を「第5条の3、第5条の4、第11条、第13条、第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第201条の22において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第201条の22において準用する条例第41条の2」とを、「第201条の22」との次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第201条の22において準用する条例第92条第2項」とを加える。

第59条第1項中「第11条第5項、第26条第5項及び第6項、第30条第6項、第35条第4項及び第5項並びに第38条第4項」を「第14条第5項、第32条第5項及び第6項、第38条第6項、第45条第4項及び第49条第4項」に改め、同条第2項中「第11条第1項第3号及び第6項、第26条第1項第2号及び第7項、第30条第1項第3号及び第7項、第35条第1項第3号及び第6項並びに第38条第1項第2号及び第5項」を「第14条第1項第3号及び第6項、第32条第1項第2号及び第7項、第38条第1項第3号及び第7項、第45条第1項第3号及び第5項並びに第49条第1項第2号及び第5項」に改める。

第63条第1項中「第11条から第13条まで及び第15条」を「第5条の3、第5条の4及び第11条から第13条まで、第15条及び第16条の2」に改め、「この場合において」の次に「、第5条の3中「第36条の2第3項」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第36条の2第3項」と、第5条の4中「第41条の2」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第41条の2」と」を加え、「第75条第2項」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第75条第2項」を「第78条」とあるのは「第210条第1項」に改め、「条例第83条」と」の次に「、第16条の2中「第92条第2項」とあるのは「第210条第1項において準用する条例第92条第2項」と」を加える。

(沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則の一部改正)

第7条 沖縄県指定障害者支援施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第59号）の一部を次のように改正する。

第3条第5項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第4条第1項中「第5項第4号及び第5号」を「第5項第4号」に改め、同条第2項中「第5項第3号及び第6号」を「第5項第3号及び第5号」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

(衛生管理等)

第9条の2 条例第50条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第9条の3 条例第53条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。
- (3) 従業者に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第9条の4 条例第59条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該指定障害者支援施設等における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定障害者支援施設等において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。
- (3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第8条 沖縄県障害福祉サービス事業の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第60号）の一部を次のように改正する。

第2章中第6条の次に次の3条を加える。

(衛生管理等)

第6条の2 条例第27条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

- (1) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委

員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該療養介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

（身体拘束等の禁止）

第6条の3 条例第28条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

（虐待の防止）

第6条の4 条例第32条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該療養介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該療養介護事業所において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第9条の次に次の1条を加える。

（衛生管理等）

第9条の2 条例第48条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的で開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該生活介護事業所における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該生活介護事業所において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

第10条中「及び第6条」を「、第6条、第6条の3及び第6条の4」に改め、「条例第18条」との次に「、第6条の3中「第28条第3項」とあるのは「第50条において準用する条例第28条第3項」と、第6条の4中「第32条の2」とあるのは「第50条において準用する条例第32条の2」と」を加える。

第12条中「及び第5条から第8条まで」を「、第5条、第6条の3、第6条の4、第8条及び第9条の2」に改め、「条例第18条」との次に「、第6条の3中「第28条第3項」とあるのは「第55条において準用する条例第28条第3項」と、第6条の4中「第32条の2」とあるのは「第55条において準用する条例第32条の2」と」を、「条例第38条第1項」との次に「、第9条の2中「第48条第2項」とあるのは「第55条において準用する条例第48条第2項」と」を加える。

第16条中「及び第6条」を「、第6条、第6条の3、第6条の4及び第9条の2」に改め、「条例第18条」との次に「、第6条の3中「第28条第3項」とあるのは「第60条において準用する条例第28条第3項」と、第6条の4中「第32条の2」とあるのは「第60条において準用する条例第32条の2」と、第9条の2中「第48条第2項」とあるのは「第60条において準用する条例第48条第2項」と」を加える。

第17条第6項を削り、同条第7項を同条第6項とする。

第18条第2項中「第5項まで及び第7項」を「第6項まで」に改める。

第19条中「及び第5条から第8条まで」を「、第5条、第6条、第6条の3から第8条まで及び第9条の2」に改め、「条例第18条」との次に「、第6条の3中「第28条第3項」とあるのは「第69条において準用する条例第28条第3項」と、第6条の4中「第32条の2」とあるのは「第69条において準用する条例第32条の2」と」を、「条例第38条第1項」との次に「、第9条の2中「第48条第2項」とあるのは「第69条において準用する条例第48条第2項」と」を加える。

第22条中「第6条の」を「第6条、第6条の3、第6条の4及び第9条の2の」に改め、「条例第18条」との次に「、第6条の3中「第28条第3項」とあるのは「第84条において準用する条例第28条第3

項」と、第6条の4中「第32条の2」とあるのは「第84条において準用する条例第32条の2」と、第9条の2中「第48条第2項」とあるのは「第84条において準用する条例第48条第2項」とを加える。

第23条中「第7条、」を「第6条の3、第6条の4、第7条、第9条の2、」に改め、「条例第18条」との次に「、第6条の3中「第28条第3項」とあるのは「第87条において準用する条例第28条第3項」と、第6条の4中「第32条の2」とあるのは「第87条において準用する条例第32条の2」とを、「条例第37条ただし書」との次に「、第9条の2中「第48条第2項」とあるのは「第87条において準用する条例第48条第2項」とを加える。

第25条第1項中「第8条第6項」を「第9条第6項」に改め、「及び第6項」を削り、同条第2項中「第17条第1項第4号及び第7項」を「第17条第1項第4号及び第6項」に改める。

(沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則の一部改正)

第9条 沖縄県障害者支援施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（平成25年沖縄県規則第61号）の一部を次のように改正する。

第6条第5項第5号を削り、同項第6号を同項第5号とする。

第7条第1項中「第5項第4号及び第5号」を「第5項第4号」に改め、同条第2項中「第5項第3号及び第6号」を「第5項第3号及び第5号」に改める。

本則に次の3条を加える。

(衛生管理等)

第11条 条例第39条第2項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設における感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該障害者支援施設において、職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的実施すること。

(身体拘束等の禁止)

第12条 条例第41条第3項の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(虐待の防止)

第13条 条例第45条の2の規則で定める措置は、次に掲げる措置とする。

(1) 当該障害者支援施設における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行う委員会を含む。）を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該障害者支援施設において、職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること。

(3) 前2号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に指定を受けている主として知的障害のある児童を入所させる福祉型障害児入所施設については、第1条の規定による改正後の沖縄県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例施行規則（次項及び附則第4項において「新児童福祉施設基準規則」という。）第23条第1号の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に指定を受けている主として盲ろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設については、新児童福祉施設基準規則第23条第4号の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

4 この規則の施行の際現に指定を受けている福祉型児童発達支援センターについては、新児童福祉施設基

- 準規則第26条第1号の規定の適用については、令和4年3月31日までの間、同号中「し、そのうち半数以上は児童指導員又は保育士でなければならない」とあるのは、「する」とする。
- 5 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、第4条の規定による改正後の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（以下「新指定通所支援基準規則」という。）第3条第3項及び第7項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同条第3項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」と、同条第7項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 6 この規則の施行の際現に指定を受けている指定児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準規則第4条第3項の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。
- 7 この規則の施行の際現に指定を受けている基準該当児童発達支援事業者については、第4条の規定による改正前の沖縄県指定通所支援の事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則（附則第10項において「旧指定通所支援基準規則」という。）第11条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 8 この規則の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者に対する基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準規則第18条第2項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者」とする。
- 9 この規則の施行の際現に指定を受けている指定放課後等デイサービス事業者に対する基準該当児童発達支援事業者については、新指定通所支援基準規則第18条第6項の規定の適用については、令和5年3月31日までの間、同項中「又は保育士の合計数」とあるのは、「保育士又は障害福祉サービス経験者の合計数（看護職員を除く。）」とする。
- 10 この規則の施行の際現に基準該当放課後等デイサービスに係る基準該当通所支援に関する基準を満たしている基準該当放課後等デイサービス事業者については、旧指定通所支援基準規則第20条第3項の規定は、令和5年3月31日までの間、なおその効力を有する。
- 11 この規則の施行の際現に指定を受けている主として盲児（強度の弱視児を含む。）又はろうあ児（強度の難聴児を含む。）を入所させる指定福祉型障害児入所施設については、第5条の規定による改正後の沖縄県指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則第3条第1項第3号ア(イ)の規定にかかわらず、令和4年3月31日までの間は、なお従前の例による。

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第51号

公衆浴場法施行細則及び旅館業法施行細則の一部を改正する規則

(公衆浴場法施行細則の一部改正)

第1条 公衆浴場法施行細則（昭和47年沖縄県規則第38号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「別表第1第1項第22号の規則で定める基準並びに条例別表第2第1項第9号」を「別表第1第1項第9号」に、「右欄」を「中欄」に、「中欄」を「右欄」に改め、同項の表を次のように改める。

事項	検査方法	基準
1 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物等	滴定法	全有機炭素が1リットル中3ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費

		量が1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	乳糖ブイヨン—ブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

第7条第2項中「別表第2第1項第9号」を「別表第1項第9号」に、「右欄」を「中欄」に、「中欄」を「右欄」に改め、同項の表を次のように改める。

事項	検査方法	基準
1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物等	滴定法	全有機炭素が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

第7条を第8条とし、第6条の次に次の1条を加える。

（構造設備の基準）

第7条 法第2条第2項に規定する構造設備が公衆衛生上不相当と認めるときは、構造設備が別表に定める基準に適合しないときをいう。

2 知事は、普通公衆浴場並びに条例第2条第2項第3号及び第4号に規定するその他の公衆浴場について、土地の状況、建物の種類、施設の規模その他特別の理由により、別表第1項第6号、第11号及び第17号に規定する基準により難しい場合であつて、かつ、公衆衛生上支障がないと認めるときは、これらの基準を緩和することができる。

3 知事は、国、公共団体、法人等が当該団体の従業者の厚生施設として設置する普通公衆浴場について、公衆衛生上支障がないと認めるときは、第1項の基準を緩和することができる。

附則の次に次の別表を加える。

別表（第7条関係）

1 条例第2条第2項第1号に規定する公衆浴場以外の公衆浴場の構造設備の基準

- (1) 脱衣室、便所、浴室等は、それぞれ区画して設けること。
- (2) 入浴者の履物を安全に保管するための設備を設けること。
- (3) 脱衣室及び浴室は、浴場外から見通すことができない構造とすること。
- (4) 脱衣室の出入口の見やすい場所に男女の別を表示すること。
- (5) 男子用脱衣室及び浴室と女子用脱衣室及び浴室との境界には、高さ2メートル以上の障壁を設け、相互に見通せない構造とすること。
- (6) 脱衣室の床面積は、16平方メートル（条例第2条第2項第2号に規定する公衆浴場にあつては、7.5平方メートル）以上とすること。
- (7) 脱衣室の床面積は、リノリウム、板等の不浸透性材料を用い敷物等を置かないこと。
- (8) 脱衣室には、入浴者の衣類その他携帯品を安全に保管するための適当数の鍵付衣類箱を設けること。
- (9) 便所は、男女を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。
- (10) 脱衣室及び浴室には、適当な採光及び換気のための開口部又は設備を設けること。

- (11) 浴室の床面積は、21平方メートル（条例第2条第2項第2号に規定する公衆浴場にあつては、15平方メートル）以上とすること。
- (12) 浴室の床は、コンクリート造りとし、その表面は、陶磁器、石、人造石又はモルタルの類で仕上げること。
- (13) 浴室には、湯気抜きのための開口部又は換気扇を設けること。
- (14) 浴室には、シャワー並びに湯栓及び水栓を設けること。この場合において、湯栓及び水栓は、ロックバルブの類を用い、湯又は水であることを表示すること。
- (15) 浴室には、洗面容器及び1人用腰掛けを相当数準備すること。
- (16) 流し場は、適当なこう配を付し、使用後の湯水を屋外の下水溝等に完全に排出させる構造とすること。
- (17) 浴槽の床面積は、3平方メートル以上とすること。ただし、条例第2条第2項第2号に規定する公衆浴場については、この限りでない。
- (18) 浴槽は、タイル等の耐水材料を用い、熱湯が入浴者に直接接触しない構造とすること。
- (19) 浴槽には、適当な位置に浴槽内の浴槽水の温度を明示するための温度計を設けること。
- (20) 蒸し機を設置する場合には、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。
- (21) 貯水槽及び調節槽は、ふた付きとすること。
- (22) 原水、原湯、上がり用水又は上がり用湯として使用する湯水は、その水質を第8条第1項の基準に適合させるために必要な設備が設けられていること。
- (23) 貯湯槽は、次の構造設備の基準によること。
 - ア 貯湯槽内の湯水全体の温度を通常の使用状態において摂氏60度以上に保ち、かつ、最大使用時においても摂氏55度以上に保つ能力を有する加温装置を設置すること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合には、レジオネラ属菌が繁殖しないように貯湯槽内の湯水の消毒を行うことができる設備を設置すること。
 - イ 貯湯槽は、完全に排水することができる構造であること。
- (24) 原水及び原湯を送水するための配管は、ろ過器及び循環配管に接続せず、浴槽水面上部から浴槽に落とし込む構造であること。
- (25) 浴槽水を浴槽とろ過器等との間で循環させる場合には、次の構造設備の基準によること。
 - ア ろ過器は、1時間当たりで浴槽の容量以上のろ過能力を有したものであり、ろ過器のろ材は、十分な逆洗浄が行えるものであること。
 - イ ろ過器の前に集毛器を設置すること。
 - ウ 循環している浴槽水が浴槽の底部に近い部分で補給される措置が講じられていること。
 - エ 浴槽水の誤飲を防ぐための措置が講じられていること。
 - オ 浴槽水の消毒に用いる塩素系薬剤等の注入口又は投入口は、浴槽水がろ過器内に入る直前に設置されていること。
- (26) 浴槽の縁からあふれた湯水を浴用に使用しない構造であること。ただし、営業上の必要その他特別の事情によりこれにより難しい場合であつて、かつ、条例に定める基準に適合する方法により浴槽水を浴槽とろ過器との間で循環させて再利用をする場合には、次の構造設備の基準によること。
 - ア 浴槽の縁からあふれた湯水を回収槽へ送るための配管は、直接循環配管に接続しないこと。
 - イ 回収槽は、地下埋設を避け、清掃が容易に行える位置又は構造であるとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように回収槽の水の消毒を行うことが設備が備えられていること。
- (27) 浴槽に気泡発生装置等を設置する場合には、気泡発生装置は、次の構造設備の基準によること。
 - ア 気泡発生装置等は、連日使用型循環浴槽水を使用する構造でないこと。
 - イ 点検、清掃及び排水を容易に行うことができ、空気取入口から土ぼこり並びに浴槽水並びに貯湯槽及び調節箱の湯水が入らない構造であること。
- (28) 水位計を設置する場合は、水位計は、配管内を洗浄及び消毒を行うことができる構造又は配管等を要しないセンサー方式であること。
- (29) 配管は、内部の浴槽水を完全に排水することができる構造であること。
- (30) 調節箱を設置する場合には、調節箱は、清掃が容易に行える位置又は構造になつているとともに、レジオネラ属菌が繁殖しないように調節箱の上がり用湯の消毒を行うことができる設備が備えられていること。

- (31) 打たせ湯並びに洗い場の湯栓及びシャワーで使用する湯水は、再利用をした浴槽水を用いる構造でないこと。
- (32) 内湯と露天風呂の間は、配管等を通じて、露天風呂の湯が内湯に混じることのない構造であること。
- (33) 汚水溝、汚水だめ等は、耐水材料を用い、臭気の発散及び汚水の浸漏を防ぐのに必要な設備とすること。
- (34) 灰、燃えがら等が発生し、又は置かれる場所には、灰、燃えがら等の飛散を防ぐのに必要な設備をすること。
- (35) 浴室又は脱衣室の入浴者の利用しやすい位置に水道法（昭和32年法律第177号）第3条第9項に規定する給水装置により供給される水その他飲用に適する水を供給する設備を設け、かつ、その直近にその旨を表示すること。
- (36) 入浴機能及び清潔保持を阻害するおそれのある娛樂設備を設けないこと。
- (37) 上階に浴室を設けるときは、その階下は、鉄筋コンクリート、鉄骨又はレンガ造りとすること。
- (38) 条例第2条第2項第4号に規定する公衆浴場が有する保養又は休養のための附帯施設は、その床面積を、1室33平方メートル以上とすること。

2 条例第2条第2項第1号に規定する公衆浴場の構造設備の基準

- (1) 個室には、入浴に必要なでないものを置かないこと。ただし、入浴者の所持する物は、この限りでない。
- (2) 個室の床面積は、5平方メートル以上とすること。
- (3) 待合室は、適当な広さのものを設けること。
- (4) 従業員用休憩室は、適当な広さのものを設け、従業員用鍵付ロッカーを備えること。
- (5) タオルを保管する戸棚は、個室以外の適当な場所に設けること。
- (6) 入浴者用便所は、入浴者の用に供する施設がある各階に、入口から男子用及び女子用を区別して設け、流水式手洗い設備を備えること。
- (7) 個室には、個室の出入口から見通しのきく構造とすること。
- (8) 個室の出入口は、幅0.7メートル及び高さ1.8メートル以上とし、出入口戸を設けるときは、その上部半分の位置に幅0.6メートル及び高さ0.7メートル以上の透明ガラス窓を設ける等の措置をし、遮蔽物を設けないこと。この場合において、出入口戸には、鍵を付けないこと。
- (9) 個室には、使用の度に浴槽水を取り替えることができる浴槽又は湯及び水の出るシャワー並びに適当数の湯栓及び水栓を設けること。
- (10) 個室には、換気及び湯気抜きのための適当な大きさの開口部を設け、又は換気扇等の機械設備を設けること。
- (11) 個室には、適当な脱衣場所及び入浴者の衣類その他携帯品を収納するための衣類戸棚又は衣類箱を設けること。
- (12) 個室の照明用電灯は、そのスイッチを当該個室の外壁に設け、かつ、1個のスイッチで個室内の全部の照明の点滅をすることができるものとする。
- (13) 蒸し機には、適当な位置に熱気の温度を明示するための温度計を設けること。

(旅館業法施行細則の一部改正)

第2条 旅館業法施行細則（昭和47年沖縄県規則第40号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項中「右欄」を「中欄」に、「中欄」を「右欄」に改め、同項の表を次のように改める。

事項	検査方法	基準
1 色度	比色法又は透過光測定法	5度以下であること。
2 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	2度以下であること。
3 水素イオン濃度	ガラス電極法又は比色法	5.8以上8.6以下であること。
4 有機物等	滴定法	全有機炭素が1リットル中3ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費

		量が1リットル中10ミリグラム以下であること。
5 大腸菌	乳糖ブイヨンーブリリアントグリーン乳糖胆汁ブイヨン培地法又は特定酵素基質培地法	検出されないこと。
6 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

第7条第2項中「右欄」を「中欄」に、「中欄」を「右欄」に改め、同項の表を次のように改める。

事項	検査方法	基準
1 濁度	比濁法、透過光測定法、積分球式光電光度法、散乱光測定法又は透過散乱法	5度以下であること。
2 有機物等	滴定法	全有機炭素が1リットル中8ミリグラム以下又は過マンガン酸カリウム消費量が1リットル中25ミリグラム以下であること。
3 大腸菌群	下水の水質の検定方法等に関する省令（昭和37年厚生省令・建設省令第1号）第6条に規定する方法	1ミリリットル中に1個以下であること。
4 レジオネラ属菌	冷却遠心濃縮法又はろ過濃縮法	検出されないこと（100ミリリットル中に10cfu未満）。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県規則第52号

沖縄県屋外広告物条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県屋外広告物条例施行規則（昭和50年沖縄県規則第39号）の一部を次のように改正する。

第2条中「第7項」を「第9項」に改める。

第4条の次に次の1条を加える。

（表示等の完了の報告）

第4条の2 条例第6条又は第7条第5項から第9項までの規定により、知事の許可を受けた者は、当該許可に係る広告物の表示又は掲出物件の設置が完了したときから1月以内に、屋外広告物表示又は設置完了報告書（第3号様式の2）に、表示が完了した広告物又は設置が完了した掲出物件のカラー写真を添付して、これを知事に提出しなければならない。ただし、許可の期間が1月以内の広告物又は掲出物件については、この限りでない。

第5条第2項第1号中「屋外広告物自己点検結果報告書」を「屋外広告物安全点検結果報告書」に改め、同項第2号を同項第3号とし、同項第1号の次に次の1号を加える。

(2) 前号の報告書に点検者としてその氏名を記載された者が、条例第14条の2第1項各号のいずれかに該当する者であることを証する書類の写し

第5条第3項中「前条」を「第4条」に改める。

第8条中「第8項」を「第10項」に改める。

第9条の次に次の3条を加える。

（公益上必要な施設又は物件）

第9条の2 条例第7条第8項の規則で定める公益上必要な施設又は物件は、次に掲げる施設又は物件とす

る。

- (1) 国又は地方公共団体が設置する施設又は物件
- (2) 公共交通機関を利用する旅客の乗降、待合いその他の用に供する施設又は物件
(地域住民の生活の向上等を図るための取組)

第9条の3 条例第7条第9項の規則で定める取組は、次に掲げる取組とする。

- (1) 地方公共団体が実施主体となつて行う行事又は催物に関する取組
- (2) 防犯又は防災に関する取組
- (3) 道路、公園その他の公共施設の清掃、美化又は維持管理に関する取組
- (4) 営利を主たる目的としないものであつて、地域の活性化又は地域住民の交流の促進に寄与するものとして知事が認める取組

(点検)

第9条の4 条例第14条の2第1項に規定する点検は、広告物又は掲出物件の種類及び特性に応じて、屋外広告物安全点検結果報告書(第4号様式の2)の点検項目について、実施するものとする。

2 条例第14条の2第1項ただし書の規則で定める広告物又は掲出物件は、第5条第1項第1号に掲げる広告物とする。

3 条例第14条の2第1項第4号の規則で定める知識を有する者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 条例第37条第1項の講習会の課程を修了した者で、屋外広告業に関し3年以上の実務経験を有する者
- (2) 条例第38条第1項第3号又は第4号に掲げる者で、屋外広告業に関し3年以上の実務経験を有する者
- (3) 第27条の認定を受けたもの
- (4) 屋外広告物法(昭和24年法律第189号)第10条第2項第3号の規定により登録を受けた法人又はその加盟団体が実施する屋外広告物の点検に関する技能講習を修了した者で、屋外広告業に関し3年以上の実務経験を有する者

第12条中「(昭和24年法律第189号)」を削る。

第15条第1項中「はり紙、はり札、立看板、広告幕、広告網、旗・のぼり、つりさげ又は気球広告」を「第5条第1項第1号に掲げる広告物」に改め、同条第3項中「次の各号のいずれかに該当する者」を「第9条の4第3項第1号から第3号までに掲げる者」に改め、同項各号を削る。

別表第2第4号中「第7条第8項」を「第7条第10項」に改める。

第1号様式中「電話.....局.....番」を「電話番号.....」に、

表示又は

設置場所

を

表示又は設置場所	
地域区分	1 禁止地域(条例第4 2 許可地域(条例第6 3 その他(条例第

条 号)
 条 号)
 条 号)

に改める。

第3号様式の次に次の1様式を加える。

第3号様式の2 (第4条の2関係)

屋外広告物表示又は設置完了報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

報告者 住所
氏名

(法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)

沖縄県屋外広告物条例施行規則第4条の2の規定により次のとおり報告します。

1 表示又は設置完了年月日	年 月 日
2 表示又は設置場所	
3 種類	
4 数量	
5 許可年月日及び番号	
6 表示又は設置の期間	年 月 日から 年 月 日まで
添付書類 表示が完了した広告物又は設置が完了した掲出物件のカラー写真	

第4号様式中「電話 _____ 局 _____ 番」を「電話番号 _____」に、

設置場所 _____ を

表示又は設置場所	
地域区分	1 禁止地域 (条例第4条) 2 許可地域 (条例第6条) 3 その他 (条例第6条)

_____ 条 号)
_____ 条 号)
_____ 条 号)
_____ に改める。

第4号様式の2を次のように改める。

第4号様式の2 (第5条、第9条の4関係)

屋外広告物安全点検結果報告書

年 月 日

沖縄県知事 殿

報告者 住 所
氏 名

(法人にあつては主たる事務所の
所在地、名称及び代表者の氏名)
電話番号

屋外広告物の点検結果を下記のとおり報告します。

種類				
設置場所				
設置年月日	年 月 日	点検年月日	年 月 日	
点検者	氏名			
	住所			

	電話番号			
	資格			
点検箇所	点検項目	異常の有・無		改善の概要
基 上 礎 部 構 造	1 上部構造全体の傾斜又はぐらつき	有	無	
	2 基礎のクラック、支柱と根巻きとの隙間又は支柱のぐらつき	有	無	
	3 鉄骨のさび発生又は塗装の老朽化	有	無	
支 持 部	1 溶接部、プレートその他鉄骨接合部の腐食、変形又は隙間	有	無	
	2 ボルト、ナット、ビスその他鉄骨接合部のゆるみ又は欠落	有	無	
取 付 部	1 アンカーボルト又は取付部プレートの腐食又は変形	有	無	
	2 溶接部の劣化、コーキングの劣化等	有	無	
	3 柱、壁、スラブその他取付対象部又は取付部周辺の異常	有	無	
広 告 板	1 表示面板、切り文字等の腐食、破損若しくは変形又はビス等の欠落	有	無	
	2 側板又は表示面板押さえの腐食、破損、ねじれ、変形又は欠損	有	無	
	3 広告板底部の腐食又は水抜き孔の詰まり	有	無	
照 明 装 置	1 照明装置の点灯又は発光の異常	有	無	
	2 照明装置の取付部の破損、変形、さび又は漏水	有	無	
	3 周辺機器の劣化又は破損	有	無	
そ の 他	1 付属部材(※)の腐食又は破損	有	無	
	2 避雷針の腐食又は損傷	有	無	
	3 その他点検した事項()	有	無	

※ 装飾、振れ止め棒、鳥よけその他の付属品

注 広告物又は掲出物件の種類により、該当する点検箇所及び点検項目がない場合は、改善の概要の欄に斜線を引くこと。

第5号様式中「電話 _____ 局 _____ 番」を「電話番号 _____」に、

「表示又は _____」

設置場所	_____	を	表示又は設置場所	_____
			地域区分	1 禁止地域 (条例第4 2 許可地域 (条例第6 3 その他 (条例第

_____ 条 号) _____ に改める。
 _____ 条 号) _____
 _____ 条 号) _____

第6号様式中「電話 _____ 局 _____ 番」を「電話番号 _____」に改め、同様式注3中「で定める」を「に掲げる」に改める。

「 _____ 届出者 県 市 町 番地 _____ 届出者 住 所 _____ 氏 名 _____」

第11号様式中

〔法人にあつては主たる事務所在地、名称及び代表者の

住所
氏名

所の氏名に、
「

番地

」を「

--

」に、

「名称」を「資格」に、
「

許可になつた年 月 日	年 月 日	許可になつた番 号 第
表示又は設置の場所		市 郡 町 村

」

「

号
番地

」を「

許可年月日及び番号	年 月 日	沖縄県指令土第
表示又は設置の場所		

」

「

号

」に改める。

第12号様式中
「届出者 県 市 町 番地
住所
氏名」を「届出者 住所
氏名
〔法人にあつては主たる事務所在地、名称及び代表者の

所の氏名に、
「

番地

」を「

--

」に、

「名称」を「資格」に、
「

許可になつた年 月 日	年 月 日	許可になつた番 号 第
表示又は設置の場所		市 郡 町 村

」

「

号
番地

」を「

許可年月日及び番号	年 月 日	沖縄県指令土第
表示又は設置の場所		

」

「

号

」に、
「

県	市 郡	町 村	番地
---	-----	-----	----

」を「

--

」

「

--

」に改める。

「氏 名

る。

附 則

この規則は、令和3年7月1日から施行する。ただし、第1号様式、第4号様式、第5号様式、第6号様式、第11号様式、第12号様式、第14号様式及び第21号様式の改正規定は、令和3年4月1日から施行する。

告 示

沖縄県告示第229号

沖縄県財務規則（昭和47年沖縄県規則第12号）第2条第1号の規定により、次の機関をかいに指定し、令和3年10月1日から施行する。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県立那覇みらい支援学校

訓 令

沖縄県訓令第17号

知 事 部 局

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和3年3月31日

沖縄県知事 玉 城 康 裕

沖縄県事務決裁規程の一部を改正する訓令

沖縄県事務決裁規程（昭和48年沖縄県訓令第89号）の一部を次のように改正する。

第5条中第32号を第33号とし、第19号から第31号までを1号ずつ繰り下げ、第18号の次に次の1号を加える。

(19) 沖縄県債権管理条例（令和3年沖縄県条例第4号）第7条の規定に基づき、債権を放棄すること。

第9条第3号中「第6条の2第19号アからオまで」を「第6条の2第18号アからオまで」に、「前条第2項第39号キ」を「前条第2項第40号キ」に改め、同条第4号中「前条第2項第39号ク」を「前条第2項第40号ク」に改める。

第9条の2中「第6条の2第19号アからオまで」を「第6条の2第18号アからオまで」に改める。

別表第2中 「跡地利用推進監 監査指導監 看護専門監 研究企画監 工事検査指導監 協同組合検査監」 を 「事務評価監 跡地利用推進監 看護専門監 薬務専門監 研究企画監 工事検査指導監 農業革新支援監 家畜防疫対策監」 に改める。

別表第2の3中「総務事務センター室長」を「総務事務センター室長 SDGs推進室長」に、「薬務室長」を「北部医療センター整備推進室長」に、「旅券センター室長」を「旅券センター室長 国民文化祭・障害者芸術文化祭準備室長」に改める。

別表第3環境部の表環境政策課の項統括監専決事項の欄第19号中「第57条第2項」を「第57条第3項」に、「同条第1項」を「同条第1項又は第2項」に改める。

別表第3子ども生活福祉部の表障害福祉課の項部長等専決事項の欄第13号を削り、同項統括監専決事項の欄第33号を削り、同欄第34号を同欄第33号とし、同欄第35号を削る。

別表第3 土木建築部の表建築指導課の項部長等専決事項の欄に次の1号を加える。

10 沖縄県福祉のまちづくり条例第32条第2項及び第3項の規定に基づき、国等に対し、適合状況その他必要事項について報告を求め、必要に応じて要請すること。

別表第3 土木建築部の表建築指導課の項統括監専決事項の欄に次の2号を加える。

11 沖縄県福祉のまちづくり条例第24条の規定に基づく勧告に関すること。

12 沖縄県福祉のまちづくり条例第27条第1項及び第2項の規定に基づき、既存特定生活関連施設の設置者又は管理者に対し、適合状況の報告又は整備計画の提出を求め、必要な要請又は助言を行うこと。

附 則

この訓令は、令和3年4月1日から施行する。

企 業 局 事 項

沖縄県企業局管理規程第9号

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

沖縄県公営企業管理者

企業局長 棚 原 憲 実

沖縄県企業局事務決裁規程の一部を改正する規程

沖縄県企業局事務決裁規程（平成10年沖縄県企業局管理規程第3号）の一部を次のように改正する。

第2条第9号を削り、同条第10号中「、所次長若しくは出先機関の課長」を「若しくは所次長」に改め、同号を同条第9号とし、同条第11号を同条第10号とし、同条第12号を同条第11号とする。

第14条中「、所次長又は出先機関の課長」を「又は所次長」に改める。

別表第1の39の項を同表40の項とし、同表30の項から38の項までを1項ずつ繰り下げ、同表29の項の次に次の1項を加える。

30 沖縄県債権管理条例（令和3年沖縄県条例第4号）第7条の規定に基づき、債権を放棄すること。

別表第7の1の項第1号中「別表第3の11の項第3号」を「別表第3の12の項第3号」に改め、同項第2号中「別表第3の11の項第4号」を「別表第3の12の項第4号」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

病 院 事 業 局 事 項

沖縄県病院事業局管理規程第8号

組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程を次のように定める。

令和3年3月31日

沖縄県病院事業管理者

病院事業局長 我 那 覇 仁

組織改編に伴う関係規程の整備に関する規程

（沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程の一部改正）

第1条 沖縄県病院事業の設置等に関する条例施行規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第1号）の一部を次のように改正する。

別表第3 沖縄県立中部病院の項中「新生児内科」を「新生児内科 緩和ケア内科」に改める。

（沖縄県病院事業局組織規程の一部改正）

第2条 沖縄県病院事業局組織規程（平成18年沖縄県病院事業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

第8条第1項の表沖縄県立北部病院の項中	事務部	総務課	を
		経営課	

医事課

事務部	総務課 経営課 医事課
-----	-------------

に改め、同表沖縄県立中部病院の項中

事務部	総務課
	経営課
	医事課

を

事務部	総務課 経営課 医事課 設備・調達課
-----	--------------------

に、「新生児内科」を「新生児内科 緩和ケア内

科」に改め、同表沖縄県立南部医療センター・こども医療センターの項中

事務部	総務課
	経営課
	医事課

を

事務部	総務課 経営課 医事課
-----	-------------

に改め、同表沖縄県立宮古病院の項中

事務部	総務課
	経営課
	医事課

を

事務部	総務課 経営課 医事課
-----	-------------

に、「放射線科」を「放射線科 病理診断科」に

改め、同表沖縄県立八重山病院の項中

事務部	総務課
	経営課
	医事課

を

事務部	総務課 経営課 医事課
-----	-------------

に改め、同表沖縄県立精和病院の項中

事務部	総務課
	経営課

を

事務部	総務課 経営課
-----	---------

に改める。

第9条第1項の表事務部の部総務課の項第5号中「関すること」の次に「（中部病院を除く。）」を加え、同部経営課の項第1号中「関すること」の次に「（中部病院にあつては、薬品、診療材料等の調達に関するものを除く。）」を加え、同部に次のように加える。

設備・調達課

1 医療機器及び備品の購入その他施設、設備の維持管理に関すること。

	2 薬品、診療材料等の調達に関する事。
--	---------------------

第9条第1項の表医療部の部耳鼻咽喉・頭頸部^{けい}外科の項の次に次のように加える。

緩和ケア内科	患者の緩和ケア内科の診療に関する事。
--------	--------------------

附則第2項中「並びに同部経営課の項第2号に掲げる事務」を「、同部経営課の項第2号に掲げる事務並びに同部設備・調達課の項各号に掲げる事務」に改める。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

公安委員会事項

沖縄県公安委員会規則第5号

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の組織に関する規則の一部を改正する規則

沖縄県警察の組織に関する規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。
目次中「第50条」を「第51条」に、「第51条—第53条」を「第52条—第54条」に、「第54条—第56条」を「第55条—第57条」に、「第57条」を「第58条」に改める。

	「地域課 通信指令課	「少年課 生活保安課 サイバー犯罪対策課」
第11条中「7課」を「5課」に、	少年課	を 生活保安課
	生活保安課	サイバー犯罪対策課」
	サイバー犯罪対策課」	

第14条及び第15条を削り、第16条を第14条とし、第17条を第15条とし、第18条を第16条とし、同条の次に次の2条を加える。

（地域部の分課）

第17条 地域部に、次の2課を置く。

地域課
通信指令課
（地域課）

第18条 地域課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 地域部の庶務に関する事。
- (2) 地域警察に関する調査、研究及び企画並びに指導に関する事。
- (3) 警ら用無線自動車の運用に関する事。
- (4) 警察用航空機の運行及び整備に関する事（警備部国境離島警備隊の所掌に属するものを除く。）。
- (5) 雑踏警備に関する事。
- (6) 山岳遭難その他の事故における人命の救助及びこれらの事故の防止に関する事。
- (7) 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例（平成5年沖縄県条例第29号）の施行に関する事。
- (8) 警察用船舶の運用に関する事。
- (9) 水難事故における人命の救助及び事故の防止に関する事。

2 地域課に自動車警ら隊を附置し、同隊においては、機動力を用いた警ら活動による犯罪の予防及び検挙、交通の指導取締り、危険の防止等に従事するものとする。

第31条を削り、第30条を第31条とし、第29条を第30条とし、第28条を第29条とする。

	「運転免許課 交通機動隊」	「運転免許管理課 運転免許試験課 交通機動隊」
第27条中「4課」を「5課」に、	を	に改め、同条を第28条とする。

第26条を第27条とし、第20条から第25条までを1条ずつ繰り下げ、第19条を第20条とし、同条の前に次の1条を加える。

(通信指令課)

第19条 通信指令課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 通信指令システムの管理及び運用に関すること。
- (2) 重要事件等に対する緊急配備その他の緊急初動措置に関すること。

第57条を第58条とし、第4章中第56条を第57条とし、第55条を第56条とし、第54条を第55条とし、第3章中第53条を第54条とし、第52条を第53条とし、第51条を第52条とする。

第50条第1項中「、自動車運転免許試験場に場長を」を削り、同条第2項中「、隊長及び場長」を「及び隊長」に改め、同条第3項中「課長等」を「上司及び課長」に改め、第2章中同条を第51条とする。

第49条を第50条とし、第41条から第48条までを1条ずつ繰り下げ、第40条を削り、第39条を第41条とし、第33条から第38条までを2条ずつ繰り下げ、第32条を第34条とし、同条の前に次の2条を加える。

(運転免許管理課)

第32条 運転免許管理課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 運転免許に関すること。
- (2) 自動車及び原動機付自転車（以下「自動車等」という。）の運転者に対する行政処分に関すること。
- (3) 行政処分を受けた者に対する講習に関すること。
- (4) 運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習（自動車等の運転を伴うものを除く。）に関すること。
- (5) 運転免許センターに関すること。
- (6) 前各号に掲げる事務についての企画及び調整に関すること。

(運転免許試験課)

第33条 運転免許試験課においては、次の事務を行うものとする。

- (1) 運転免許試験に関すること。
- (2) 自動車教習所の指定及び指導監督に関すること。
- (3) 運転免許証の更新を受けようとする者に対する講習（自動車等の運転を伴うものに限る。）に関すること。
- (4) 安全運転相談に関すること。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第6号

沖縄県警察の部及び課の設置に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県警察の部及び課の設置に伴う沖縄県公安委員会関係規則の整理に関する規則

(沖縄県公安委員会運営規則の一部改正)

第1条 沖縄県公安委員会運営規則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

別表中「運転免許課」を「運転免許管理課」に改める。

(沖縄県道路交通法施行細則の一部改正)

第2条 沖縄県道路交通法施行細則（昭和47年沖縄県公安委員会規則第10号）の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「沖縄県警察本部交通部運転免許課長」を「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課長」に、「運転免許課長」を「運転免許管理課長」に改め、同条第4号中「運転免許課長」を「運転免許管理課長」に改める。

第19条第1項中「運転免許課長」を「運転免許管理課長」に改め、同条第6項の表の左欄中「沖縄県警察安全運転学校中部分校」を「沖縄県警察運転免許センター中部支所」に、「沖縄県警察安全運転学校北部分校」を「沖縄県警察運転免許センター北部支所」に、「沖縄県警察安全運転学校宮古分校」を「沖縄県警

察運転免許センター宮古支所」に、「沖縄県警察安全運転学校八重山分校」を「沖縄県警察運転免許センター八重山支所」に改める。

第31条の2第2項中「運転免許課長」を「運転免許管理課長」に改める。

様式第30号及び様式第37号中「沖縄県警察安全運転学校（ 校）」を「沖縄県警察運転免許センター（ 支所）」に改める。

（沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則の一部改正）

第3条 沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則（平成6年沖縄県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

様式第15号中「沖縄県警察本部生活安全部地域課」を「沖縄県警察本部地域部地域課」に改める。

（犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則の一部改正）

第4条 犯罪捜査のための通信傍受に関する法律第4条第1項及び第7条第1項の規定に基づく司法警察員の指定に関する規則（平成12年沖縄県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第1条第1号中「（地域課及び通信指令課を除く。）」を削る。

（更新時講習の実施等に関する規則の一部改正）

第5条 更新時講習の実施等に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

第19条中「、安全運転学校」を削る。

（沖縄県公安委員会文書管理規則の一部改正）

第6条 沖縄県公安委員会文書管理規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第9号）の一部を次のように改正する。

別表第1中「運転免許課」を「運転免許管理課」に、「沖縄県公安委員会指令（免）」を「沖縄県公安委員会指令（免管）」に改める。

（特定任意講習の実施に関する規則の一部改正）

第7条 特定任意講習の実施に関する規則（平成14年沖縄県公安委員会規則第11号）の一部を次のように改正する。

第4条第1号中「沖縄県警察本部交通部運転免許課長」を「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課長」に、「「運転免許課長」を「「運転免許管理課長」に改める。

第12条第1項及び第2項並びに第13条中「運転免許課長」を「運転免許管理課長」に改める。

（緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則の一部改正）

第8条 緊急自動車の運転資格審査の実施に関する規則（平成20年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「警察本部交通部運転免許課長」を「警察本部交通部運転免許管理課長」に、「「運転免許課長」を「「運転免許管理課長」に改める。

第11条第1項、第13条第2項並びに第15条第3項及び第4項中「運転免許課長」を「運転免許管理課長」に改める。

第16条中「沖縄県警察本部交通部運転免許課」を「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課」に改める。

様式第1号及び様式第6号中

運転免許証への記載内容 （運転免許課において記載）	を	運転免許証への記載内容 （運転免許管理課において記載）
------------------------------	---	--------------------------------

に改める。

（認知機能検査員講習の実施等に関する規則の一部改正）

第9条 認知機能検査員講習の実施等に関する規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第4条中「沖縄県警察本部交通部運転免許課長」を「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課長」に改める。

（沖縄県飲酒運転根絶条例施行規則の一部改正）

第10条 沖縄県飲酒運転根絶条例施行規則（平成21年沖縄県公安委員会規則第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号中「沖縄県警察本部交通部運転免許課長」を「沖縄県警察本部交通部運転免許管理課長」

に改める。

(特定講習の実施等に関する規則の一部改正)

第11条 特定講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中「警察本部交通部運転免許課」を「警察本部交通部運転免許管理課」に改める。

(高齢者講習の実施等に関する規則の一部改正)

第12条 高齢者講習の実施等に関する規則（平成27年沖縄県公安委員会規則第4号）の一部を次のように改正する。

第15条第2項中「沖縄県警察本部交通部運転免許課」を「沖縄県警察本部交通部運転免許試験課」に改める。

附 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

沖縄県公安委員会規則第7号

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和3年3月31日

沖縄県公安委員会

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例施行規則（平成6年沖縄県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第32条中「別表8」を「別表10」に改め、同条を第43条とする。

第31条第1項中「第23条第1項」を「第28条第1項」に、「別表7」を「別表9」に改め、同条を第42条とする。

第30条第2項中「様式第23号」を「様式第29号」に改め、同条を第41条とする。

第29条第1項中「第22条第1項」を「第27条」に改め、同条第2項中「様式第21号」を「様式第27号」に改め、同条第3項中「様式第22号」を「様式第28号」に改め、同条を第40条とする。

第28条第1項中「第21条第1項」を「第26条第1項」に改め、同条第2項中「第21条第2項」を「第26条第2項」に、「様式第20号」を「様式第26号」に改め、同条を第39条とする。

第27条第1項中「第20条第1項及び第2項」を「第25条第1項から第3項まで」に改め、同条第2項中「第20条第1項」を「第25条第3項」に、「水難救助員となろうとする者も、同条第2項の規定による講習については、ガイドダイバーとなろうとする者」を「スノーケリングガイドとなろうとする者」に改め、同条第3項中「水難救助及び潜水等」を「水難救助、潜水又はスノーケリング」に改め、同条を第38条とする。

第26条中「第19条」を「第24条」に改め、同条を第37条とする。

第25条第1項中「第18条第1項」を「第23条第1項」に改め、「申出により」の次に「、申出日の属する月前1年間の安全対策について」を加え、「別表3から別表6まで」を「別表4から別表8まで」に改め、同条第2項中「様式第16号」を「様式第22号」に改め、同条第3項中「第18条第2項」を「第23条第2項」に、「様式第17号」を「様式第23号」に改め、同条第4項中「第18条第2項」を「第23条第2項」に、「様式第18号」を「様式第24号」に改め、同条第5項中「第18条第4項」を「第23条第4項」に、「様式第19号」を「様式第25号」に改め、同条を第36条とする。

第24条第1項中「第17条第1項」を「第20条第1項」に、「様式第14号」を「様式第16号」に改め、同条第3項中「第17条第2項」を「第20条第2項」に改め、同条第4項中「第17条第3項」を「第20条第3項」に、「様式第15号」を「様式第17号」に改め、同条を第32条とし、同条の次に次の3条を加える。

(停止命令及び廃止等命令の上申)

第33条 警察署長は、条例第21条第1項の規定により海水浴場を公衆の利用に供し、催物を開催し、又は事業を営むことについて、その全部若しくは一部の停止を命ずること（以下「停止命令」という。）又は条例第21条第2項から第4項までの規定により海水浴場の廃止、催物の開催の中止若しくは事業の廃止を命ずること（以下「廃止等命令」という。）が必要であると認めるときは、様式第18号の停止命令・廃止等

命令上申書に、証拠書類及び関係書類を添えて地域部地域課を経由して公安委員会に上申するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の手續)

第34条 公安委員会は、停止命令をしようとするときは、様式第19号の停止命令書により行うものとする。

2 公安委員会は、廃止等命令をしようとするときは、様式第20号の廃止等命令書により行うものとする。

3 前2項の規定により停止命令書又は廃止等命令書を交付する場合は、当該命令に従わないときには罰せられることがある旨及び当該命令に不服があるときは審査請求をすることができる旨を教示するものとする。

(停止命令及び廃止等命令の執行)

第35条 警察署長は、停止命令及び廃止等命令を執行するときは、被処分者に停止命令書及び廃止等命令書を交付し、様式第21号の受領書を徴するものとする。

第23条中「第15条第2項第1号」を「第17条第2項第1号」に改め、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、同条第2号中「複数一組の潜水」を「2人以上の者が相互に安全を確認しながら潜水又はスノーケリングをすることをいう。以下同じ。」に改め、同号を同条第3号とし、同条第1号を同条第2号とし、同条に第1号として次の1号を加える。

(1) 潜水具の正しい使い方について習得すること。

第23条を第25条とし、同条の次に次の6条を加える。

(スノーケリングガイドの資格基準等)

第26条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第1号に規定するスノーケリングガイドの資格基準は、当該スノーケリングガイドが次の各号のいずれかの要件を満たしていることとする。

(1) スノーケリング指導団体が指導員（これと同等以上のスノーケリングに関する知識及び能力を持つ者として認定する資格を含む。）として認定した者であること。

(2) 前号で規定する者と同等以上のスノーケリングに関する知識及び技能を有すると認められる者であること。

2 スノーケリングガイドは、スノーケリング者を案内し、指導する場合は、その人数に上限を設ける等、スノーケリング者の安全を確保するために必要な措置を講じるよう努めなければならない。

(スノーケリングに使用する器具の点検要領)

第27条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第2号に規定するスノーケリング器具の点検は、別表3の左欄に掲げるスノーケリング器具について、それぞれ同表右欄に掲げる点検要領に従い、老朽、破損等によりスノーケリング者に危険が生ずるおそれがないか、及び正常に機能するかどうかについて目視、触手等により行うものとする。

(正常なスノーケリングができない状態の解釈基準)

第28条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第3号に規定する正常なスノーケリングができない状態にあるときは、アルコール、薬物、体調の変化の影響等により、一時的に思考能力、判断能力、感覚機能若しくは運動能力の一部又は全部が侵され、スノーケリングをした場合にスノーケリング者自身の生命又は健康に障害が及ぶおそれがあると認められるときをいう。

(危険が生ずるおそれがある場所の判断基準)

第29条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第4号に規定するスノーケリング者に危険が生ずるおそれがある場所については、過去の事故事例、気象条件、潮流の状況、スノーケリング者の技能等を基準に総合的に判断するものとする。

(スノーケリング者の名簿等)

第30条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第5号に規定するスノーケリング者の名簿は、スノーケリング者の氏名、生年月日、住所、緊急時の連絡先、スノーケリング経験、既往症、当日の健康状態、スノーケリング日時、スノーケリング場所、案内及び指導するスノーケリングガイドの氏名等を記載したものとする。

2 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第1項第5号に規定するスノーケリングガイド名簿の様式は、様式第15号のとおりとし、スノーケリングガイドの氏名、生年月日、本籍地、住所、採用年月日、経験年数、講習受講歴及び資格認定証の種類を記載するものとする。

3 第1項により作成したスノーケリング者の名簿の保存期間は、作成の日から1年とする。

(スノーケリング上の遵守事項の基準)

第31条 条例第18条において読み替えて準用する条例第17条第2項第1号の規定による遵守事項は、少なくとも次の各号に掲げる事項について定めたものとする。

- (1) スノーケリング器具の正しい使い方について習得すること。
- (2) スノーケリング中は、救命胴衣を着用すること。
- (3) 過労、睡眠不足、食事直後、飲酒又は薬物服用の状態でスノーケリングしないこと。
- (4) スノーケリング中は、バディシステムを遵守すること。
- (5) 養殖又は畜養中の魚貝類の育成を害しないこと。
- (6) スノーケリングガイドの指示又は指導に従うこと。

第22条第1項中「第15条第1項第5号」を「第17条第1項第5号」に改め、同条第2項中「第15条第1項第5号」を「第17条第1項第5号」に、「様式第13号」を「様式第14号」に改め、同条第3項中「は、1年以上保存するものとする」を「の保存期間は、作成の日から1年とする」に改め、同条を第24条とする。

第21条中「第15条第1項第4号」を「第17条第1項第4号」に改め、同条を第23条とする。

第20条中「第15条第1項第3号」を「第17条第1項第3号」に、「シンナー等の薬物」を「薬物、体調の変化」に改め、同条を第22条とする。

第19条中「第15条第1項第2号」を「第17条第1項第2号」に、「要領で」を「点検要領に従い」に改め、同条を第21条とする。

第18条第1項中「第15条第1項第1号」を「第17条第1項第1号」に、「各号に」を「各号の」に改め、同条第2項第3号を同項第4号とし、同項第2号中「8人」を「6人」に改め、同号を同項第3号とし、同項第1号中「できず」を「でき」に、「6人」を「4人」に改め、同号を同項第2号とし、同項に第1号として次の1号を加える。

- (1) 体験潜水者（水中において自己管理ができず、ガイドダイバーの補助がないと潜水できない者をいう。）を案内し、指導する場合には、おおむね2人

第18条を第20条とする。

第17条中「第13条第2項第1号及び第14条第1項第3号」を「第15条第2項第1号及び第16条第1項第3号」に改め、同条第1号中「遊泳者」を「海域等利用者」に改め、同条を第19条とする。

第16条第1項中「第12条第2項」を「第14条第4項」に改め、「において」の次に「読み替えて」を加え、「第5条」を「第7条」に、「様式第11号」を「様式第12号」に、「様式第12号」を「様式第13号」に改め、同条第2項中「第14条第2項第1号」を「第16条第2項第1号」に改め、同条を第18条とする。

第15条第1項中「第12条第1項」を「第14条第3項」に改め、「において」の次に「読み替えて」を加え、「第4条」を「第6条」に、「様式第10号」を「様式第11号」に改め、同条を第17条とする。

第14条第1項中「第11条第2項」を「第13条第2項」に、「様式第9号」を「様式第10号」に改め、同条第2項第2号中「第11条第1項第3号」を「第13条第1項第3号」に改め、「という。）」の次に「及び条例第13条第1項第4号の事業（以下「スノーケリング業」という。）」を加え、同項第3号中「（条例第11条第1項各号の事業をいう。以下同じ。）」を削り、「潜水業」の次に「及びスノーケリング業」を加え、同項第5号中「第11条第1項第1号」を「第13条第1項第1号」に改め、同項第6号及び第7号を次のように改める。

- (6) 水難事故が発生した場合において、直ちに利用できるような方法で救命浮輪、ロープ及び救命ボートを備えていることを疎明する書類（プレジャーボート提供業に限る。）
- (7) 水難救助員名簿の写し（プレジャーボート提供業に限る。）

第14条第2項に次の5号を加える。

- (8) ガイドダイバー名簿の写し（潜水業に限る。）
- (9) スノーケリングガイド名簿の写し（スノーケリング業に限る。）
- (10) 海域レジャー事業を営もうとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあつては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この項において同じ。）

イ 条例第14条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）

エ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で海域レジャー事業を営もうとすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名

及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

(11) 海域レジャー事業を営もうとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第14条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(12) 海域レジャー事業を営もうとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類

ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）

イ 役員に係る第10号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第14条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第14条を第16条とする。

第13条第1項中「第10条第2項」を「第12条第4項」に改め、「において」の次に「読み替えて」を加え、「第5条」を「第7条」に、「様式第7号」を「様式第8号」に、「様式第8号」を「様式第9号」に改め、同条第2項中「第10条第2項第1号」を「第12条第2項第1号」に改め、同条を第15条とする。

第12条第1項中「第10条第1項」を「第12条第3項」に改め、「において」の次に「読み替えて」を加え、「第4条」を「第6条」に、「様式第6号」を「様式第7号」に改め、同条第2項中「第10条第2項」を「第12条第2項」に改め、同条を第14条とする。

第11条中「第9条第3項」を「第11条第3項」に改め、同条を第13条とする。

第10条第1項中「第9条第2項」を「第11条第2項」に、「様式第5号」を「様式第6号」に改め、同条第2項に次の3号を加える。

(4) 催物を開催しようとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 住民票の写し（住民基本台帳法第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この項において同じ。）

イ 条例第12条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限る。）

エ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で催物を開催しようとするに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

(5) 催物を開催しようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第12条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(6) 催物を開催しようとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類

ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）

イ 役員に係る第4号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第12条第1項において読み替えて準用する条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第10条を第12条とする。

第9条中「第7条第4項」を「第9条第4項」に改め、同条を第11条とする。

第8条中「第6条第2項」を「第8条第2項」に改め、同条を第10条とする。

第7条中「第6条第1項第5号及び第13条第1項第3号」を「第8条第1項第5号及び第15条第1項第3号」に改め、同条を第9条とする。

第6条中「第6条第1項第2号」を「第8条第1項第2号」に改め、同条に次の1号を加える。

(9) 監視人及び水難救助員の指示又は指導に従うこと。

第6条を第8条とする。

第5条中「第6条第1項第1号」を「第8条第1項第1号」に改め、同条を第7条とする。

第4条第1項中「第5条」を「第7条」に、「様式第3号」を「様式第4号」に、「様式第4号」を「様式第5号」に改め、同条第2項及び第3項中「第2条第2項第1号及び第5号」を「第3条第2項第1号及び第5号」に改め、同条を第6条とする。

第3条第1項中「第4条」を「第6条」に、「様式第2号」を「様式第3号」に改め、同条第2項中「前条第2項各号」を「第3条第2項各号」に改め、同条を第5条とする。

第2条第1項中「第3条第2項」を「第5条第2項」に改め、同条第2項第5号中「水難救助員の名簿」を「様式第2号の水難救助員名簿」に改め、同項に次の3号を加える。

(6) 海水浴場を開設しようとする者が個人である場合は、次に掲げる書類

ア 住民票の写し（住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第7条第5号に掲げる事項（外国人にあっては、同法第30条の45に規定する国籍等）が記載されているものに限る。以下この項において同じ。）

イ 条例第5条第3項第1号から第7号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

ウ 身分証明書（市町村長が発行したものに限り。）

エ 未成年者（婚姻により成年に達したものとみなされる者を除く。以下同じ。）で海水浴場を開設しようとすることに関し、法定代理人の許可を受けているものにあつては、その法定代理人の氏名及び住所を記載した書面並びに当該許可を受けていることを証する書面

(7) 海水浴場を開設しようとする者が法人である場合は、次に掲げる書類

ア 定款及び登記事項証明書

イ 役員に係る前号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

(8) 海水浴場を開設しようとする者が法人でない団体の場合は、次に掲げる書類

ア 組織及び運営に関する定めを記載した書類並びに代表者の身分証明書（市町村長が発行するものに限る。）

イ 役員に係る第6号ア及びウに掲げる書類

ウ 役員に係る条例第5条第3項第1号から第6号までに掲げる者のいずれにも該当しないことを誓約する書面

第2条を第3条とし、同条の次に次の1条を加える。

（心身の故障により海水浴場の開設等を適正に行うことができない者）

第4条 条例第5条第3項第6号（条例第12条第1項及び第14条第1項において読み替えて準用する場合を含む。）の公安委員会規則で定める者は、精神機能の障害により海水浴場の開設、催物の開催又は海域レジャー事業（条例第13条第1項各号の事業をいう。以下同じ。）を適正に行うに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。

第1条の次に次の1条を加える。

（プレジャーボートの種類）

第2条 条例第2条第10号の公安委員会規則で定めるものは、次に掲げるものとする。

(1) カイトボード

(2) カヌー

(3) カヤック

(4) 水上オートバイ

(5) 水中翼船

(6) スタンドアップパドルボード

(7) ペダルボート

(8) ボディボード

(9) モーターボート

(10) ヨット

(11) 前各号に掲げるもののほか、これらと同様の構造又は形状を有する船舶又は水上運動用具
別表1中「第9条関係」を「第11条関係」に改める。

別表2中「第19条関係」を「第21条関係」に、

老朽化して水漏れ又は空気漏れはないか。	を
老朽化していないか（ひび割れ、亀裂）。	

1 老朽化して水漏れ又は空気漏れはないか。 2 潜水者に適しているサイズか。	に改める。
1 老朽化してひび割れ又は亀裂はないか。 2 潜水者に適しているサイズか。	

別表8中「第32条関係」を「第43条関係」に改め、同表を別表10とする。

別表7中「第31条関係」を「第42条関係」に改め、同表を別表9とする。

別表6中「第25条関係」を「第36条関係」に改め、同表に次のように加える。

◎ ガイドダイバーに必要な知識及び能力の向上	適・不適	
------------------------	------	--

別表6を別表7とし、同表の次に次の1表を加える。

別表8（第36条関係）

安全対策基準（スノーケリング業）

	安全対策項目	判定	備考
◎	資格要件を具備したスノーケリングガイドの配置	適・不適	
◎	スノーケリング器具の点検	適・不適	
◎	安全なスノーケリングができないおそれのある者に対するスノーケリングの禁止	適・不適	
◎	危険が生ずるおそれのある場所でのスノーケリングの禁止	適・不適	
◎	スノーケリング者の名簿の備付け及び保存	適・不適	
◎	スノーケリングガイド名簿の備付け	適・不適	
◎	事故発生時の警察への通報体制	適・不適	
◎	スノーケリング上の遵守事項の策定及び周知状況	適・不適	
◎	緊急連絡用の通信手段の整備	適・不適	
◎	救命浮輪及びロープ又は救命ボート及びロープの配備	適・不適	
◎	スノーケリングガイドに必要な知識及び能力の向上	適・不適	

別表5中「第25条関係」を「第36条関係」に、「条例第11条第1項第2号の事業」を「条例第13条第1項第2号の事業」に改め、同表を別表6とする。

別表4中「第25条関係」を「第36条関係」に改め、同表に次のように加える。

◎ 事業に従事する者及び水難救助員に必要な知識及び能力の向上	適・不適	
--------------------------------	------	--

別表4を別表5とする。

別表3中「第25条関係」を「第36条関係」に改め、同表に次のように加える。

◎ 水難救助員に必要な知識及び能力の向上	適・不適	
----------------------	------	--

別表3を別表4とし、別表2の次に次の1表を加える。

別表3（第27条関係）

海水浴場に設ける施設、設備等の概要		
遊泳者に係る水難事故の防止その他遊泳者の安全のために採る措置の概要	監視体制	
	救護用具・船舶等	
	その他	
備	考	

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第23号中「第30条関係」を「第41条関係」に改め、同様式を様式第29号とする。

様式第22号中「第29条関係」を「第40条関係」に、「第22条」を「第27条」に改め、同様式を様式第28号とする。

様式第21号中「第29条関係」を「第40条関係」に、「第29条の」を「第40条第2項の」に改め、同様式を様式第27号とする。

様式第20号中「第28条関係」を「第39条関係」に、「第21条第1項」を「第26条第1項」に、

通知対象業種	<input type="checkbox"/> 海水浴場	<input type="checkbox"/> プレジャーボート提供業
	<input type="checkbox"/> マリーナ業	<input type="checkbox"/> 潜水業
危険海域及び内水域の区域		

を

通知対象業種	<input type="checkbox"/> 海水浴場	<input type="checkbox"/> プレジャーボート提供業
	<input type="checkbox"/> マリーナ業	<input type="checkbox"/> 潜水業
	<input type="checkbox"/> スノーケリング業	
危険海域及び内水域		

に

改め、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第20号を様式第26号とする。

様式第19号中「第25条関係」を「第36条関係」に、「第18条第4項」を「第23条第4項」に、「指定の取消しをした」を「の指定を取り消した」に改め、同様式を様式第25号とする。

様式第18号中「第25条関係」を「第36条関係」に改め、同様式を様式第24号とする。

様式第17号中「第25条関係」を「第36条関係」に、「第18条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様式を様式第23号とする。

様式第16号中「第25条関係」を「第36条関係」に、「第18条第1項」を「第23条第1項」に改め、同様式を様式第22号とする。

様式第15号中「第24条関係」を「第32条関係」に、「第17条第3項」を「第20条第3項」に、「事業所」を「業者」に、「第27条第1項第3号」を「第32条第1項第3号」に改め、同様式を様式第17号とし、同様式の次に次の4様式を加える。

様式第18号（第33条関係）

第 号
年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

警察署長 ㊟

停止命令・廃止等命令上申書

沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例に違反した者について、次のとおり行政処分の必要があると認められるので、関係書類を添えて上申します。

被処分者	本 籍	
	住 所	電話番号
	氏名又は名称（法人 人にあつては、代表 者の氏名）	電話番号
□海水浴場 □催物 □事業所 の場所		
□海水浴場 □催物 □事業所 の名称		
事 業 等 の 種 別		□海水浴場の開設 □催物の開催 □海域レジャー業者
届 出 の 有 無		□ 有り □ 無し 年 月 日届出
行 政 処 分 歴 の 有 無		□ 有り □ 無し
発 覚 の 端 緒		
違 反 の 概 要		
適 用 条 項		
証 拠 書 類		
事 件 送 致 の 有 無		<input type="checkbox"/> 有り <input type="checkbox"/> 無し <input type="checkbox"/> 送致済 年 月 日（送致先） <input type="checkbox"/> 起訴相当処分の情状意見を付して送致 <input type="checkbox"/> 寛大相当処分の情状意見を付して送致 <input type="checkbox"/> 送致予定 年 月 日 <input type="checkbox"/> 送致しない（理由）
処 分 に 対 す る 意 見		□停止命令 □中止命令 □廃止命令
処 分 意 見		

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第19号（第34条関係）

沖公委（地）第 年 月 日 号	
殿	
沖縄県公安委員会 ㊟	
停 止 命 令 書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第21条第1項の規定により、次の（□海水浴場を公衆の利用に供すること、□催物を開催すること、□事業を営むこと）について、次のとおり停止を命ずる。	
停止に係る海水浴場、催物又は事業の名称及び代表者の氏名・住所（法人にあつては、事務所の所在地、代表者の氏名）	

停 止 の 範 囲	
停 止 の 期 間	
処 分 の 理 由	
<p>(注意事項) この命令に従わないときには、条例第31条第1項第5号の規定により、罰せられることがあります。</p> <p>(教示事項) 1 この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部地域部地域課経由）に対して審査請求をすることができます（この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。</p>	

注 該当する口にレ印を付けること。

様式第20号（第34条関係）

沖公委（地）第 年 月 日 号	
殿	
沖縄県公安委員会 ㊟	
廃 止 等 命 令 書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第21条（□第2項、□第3項、□第4項）の規定により、次のとおり（□海水浴場の廃止、□催物の開催の中止、□事業の廃止）を命ずる。	
廃止等に係る海水浴場、催物又は事業の名称及び代表者の氏名・住所（法人にあっては、事務所の所在地、代表者の氏名）	
処 分 の 理 由	
<p>(注意事項) この命令に従わないときには、条例第31条第1項第5号の規定により、罰せられることがあります。</p> <p>(教示事項) 1 この命令に不服があるときは、この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、沖縄県公安委員会（沖縄県警察本部地域部地域課経由）に対して審査請求をすることができます（この命令があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）。</p> <p>2 この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、沖縄県を被告として（訴訟において沖縄県を代表する者は、沖縄県公安委員会となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます（この命令があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内であっても、この命令の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。ただし、上記1の審査請求をした場合は、当該審査請求に対する裁決が</p>	

あつたことを知つた日の翌日から起算して6か月以内に、処分の取消しの訴えを提起することができます（当該審査請求に対する裁決の日の翌日から起算して1年を経過すると処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。）。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第21号（第35条関係）

受 領 書

海 水 浴 場

催 物 名 称

海域レジャー事業

住 所（法人にあつては、主たる事務所の所在地）

氏 名（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

年 月 日生

私は、 年 月 日付け沖縄県公安委員会（地）第 号による
の通知を確かに受領いたしました。

年 月 日

沖縄県公安委員会 殿

氏 名

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第14号中「第24条関係」を「第32条関係」に、「第17条第1項」を「第20条第1項」に、「事業所」を「業者」に、「第17条第2項」を「第20条第2項」に、「ある」を「あります」に改め、同様式を様式第16号とする。

様式第13号中「第22条関係」を「第24条関係」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第13号を様式第14号とし、同様式の次に次の1様式を加える。

様式第15号（第30条関係）

スノーケリングガイド名簿

ふりがな 氏 名		写真 無帽、正面上三分 身、無背景、サイズ 4×3センチ（カ
生 年 月 日	年 月 日生	

本 籍 地			ラー・白黒どちらでもよい)
住 所			
採用年月日	年 月 日		
経 験 年 数			
講 習 受 講 歴	受講年月日	内 容	
資格認定証の種類	認定団体 資格名		
備 考			

様式第12号中「第16条関係」を「第18条関係」に改め、「㊦」を削り、「第12条第2項において」を「第14条第4項において読み替えて」に、「第5条」を「第7条」に、

旧	新

を

旧	
新	

に、

「*記載要領 海域レジャー事業廃止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除する。 を
海域レジャー事業変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で削除する。」

「注1 海域レジャー事業廃止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除すること。
2 海域レジャー事業変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で削除すること。 に改め、同様式を

3 該当する□にレ印を付けること。
 様式第13号とする。

様式第11号中「第16条関係」を「第18条関係」に改め、「㊟」を削り、「第12条第2項において」を「第14条第4項において読み替えて」に、「第5条」を「第7条」に、「事業形態」を「事業の形態」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第11号を様式第12号とする。

様式第10号中「第15条関係」を「第17条関係」に改め、「㊟」を削り、「第12条第1項において」を「第14条第3項において読み替えて」に、「第4条」を「第6条」に、

旧	新

を

旧	
新	

に、

変更に伴い必要となる書類の写し <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

を

変更に伴い必要となる書類の写し

に、

「*記載要領 海域レジャー事業廃止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除する。
 海域レジャー事業変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で削除する。」

「注1 海域レジャー事業廃止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除すること。
 2 海域レジャー事業変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で削除すること。」

様式第11号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第10号 (第16条関係)

	受 理 年月日		受 理 番 号		年 月 日
沖縄県公安委員会 殿 届出者 住 所 氏 名 (法人にあっては、名称、代表者の 氏名及び主たる事務所の所在地) 電話 () 海域レジャー事業届出書					
					写真 無帽、正面上三分身、無背景、 サイズ4×3センチ(カラー・ 白黒どちらでもよい)

旧	
新	

に、

「*記載要領 催物開催中止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除する。 を
 催物開催変更の場合は、「中止」の文字を横2本線で削除する。」

- 「注1 催物開催中止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除すること。
 2 催物開催変更の場合は、「中止」の文字を横2本線で削除すること。 に改め、同様式を様式第9
 3 該当する□にレ印を付けること。」

号とする。

様式第7号中「第13条関係」を「第15条関係」に改め、「㊟」を削り、「第10条第2項において」を「第12条第4項において読み替えて」に、「第5条」を「第7条」に改め、同様式に注として次のように加える。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第7号を様式第8号とする。

様式第6号中「第12条関係」を「第14条関係」に改め、「㊟」を削り、「第10条第1項において」を「第12条第3項において読み替えて」に、「第4条」を「第6条」に、

旧	新

を

旧	
新	

に、

変更に伴い必要となる書類の写し <input type="checkbox"/> <input type="checkbox"/>

を

変更に伴い必要となる書類の写し

に、

「*記載要領 催物開催中止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除する。 を
 催物開催変更の場合は、「中止」の文字を横2本線で削除する。」

- 「注1 催物開催中止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除すること。 に改め、同様式を様式第7
 2 催物開催変更の場合は、「中止」の文字を横2本線で削除すること。」

号とし、同様式の前に次の1様式を加える。

様式第6号 (第12条関係)

	受 理 年月日		受 理 番 号	
年 月 日				

沖縄県公安委員会 殿 届出者 住 所 氏 名 (法人にあつては、名称、代表者の氏名及び 主たる事務所の所在地) 電 話 () 催物開催届出書	
沖縄県水難事故の防止及び遊泳者等の安全の確保等に関する条例第11条第1項の規定により、催物を開催しますので次のとおり届出をします。	
催物の名称	
催物の目的	
催物の開催場所	
個人の場合	〒 _____ 年 月 日生
団体の場合	代表 〒 _____ 年 月 日生
	役員 役職 <input type="checkbox"/> 取締役又は執行役 <input type="checkbox"/> 監査役 <input type="checkbox"/> 業務を執行する役員 <input type="checkbox"/> 理事 <input type="checkbox"/> 監事 <input type="checkbox"/> その他 ()
	〒 _____ 年 月 日生
催物の開催日時	年 月 日 午前・午後 時 分から 年 月 日 午前・午後 時 分まで
催物の形態	
事故防止のために採る措置の概要	救護体制
	救護用具・船舶等
	その他
現場責任者	住 氏 所 名 〒 _____ 電話 ()
備 考	

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第5号を削る。

様式第4号中「第4条関係」を「第6条関係」に改め、「㊟」を削り、「第5条」を「第7条」に、

旧	新

を

旧	

に、

新	
---	--

「

変更に伴い必要となる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-----------------	--------------------------	--------------------------

」

を

「

変更に伴い必要となる書類の写し		
-----------------	--	--

」

に、

「*記載要領 海水浴場廃止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除する。 を
海水浴場変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で削除する。」

「注1 海水浴場廃止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除すること。 に改め、同様式を様式第5
2 海水浴場変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で削除すること。」
号とする。

様式第3号中「第4条関係」を「第6条関係」に改め、「㊟」を削り、「第5条」を「第7条」に改め、
同様式に注として次のように加える。

注 該当する□にレ印を付けること。

様式第3号を様式第4号とする。

様式第2号中「第3条関係」を「第5条関係」に改め、「㊟」を削り、「第4条」を「第6条」に、

「

旧	新

」

を

「

旧	
新	

」

に、

「

変更に伴い必要となる書類の写し	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>
-----------------	--------------------------	--------------------------

」

を

「

変更に伴い必要となる書類の写し		
-----------------	--	--

」

に、

「*記載要領 海水浴場廃止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除する。 を
海水浴場変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で削除する。」

「注1 海水浴場廃止の場合は、「変更」の文字を横2本線で削除すること。 に改め、同様式を様式第3
2 海水浴場変更の場合は、「廃止」の文字を横2本線で削除すること。」
号とする。

様式第1号の次に次の1様式を加える。

様式第2号 (第3条関係)

水難救助員名簿

ふりがな 氏名			写真 無帽、正面上三分身、無背景、サイズ4×3センチ（カラー・白黒どちらでもよい）
生年月日	年 月 日生		
本籍地			
住所			
採用年月日	年 月 日		
経験年数			
講習 受 講 習 歴	受講年月日	内 容	
資格認定証 の 種 類	認定団体 資格名		
備 考			

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、令和3年5月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第38条第1項の講習は、この規則の施行の日前においても、同条第1項から第3項までの規定の例により行うことができる。

<p>発行所 沖縄県総務部 総務私学課 電話番号 098-866-2074</p>	<p>印刷所 有限会社 アイドマ印刷 〒902-0073 那覇市字上間244番地(3F)</p>
---	--